

平成30年度 事業概要

さいたま市男女共同参画推進センター

パートナーシップさいたま



さいたま市

目 次

I 施設のあらまし

1	設置目的	3
2	名称・所在地・開設年月日	3
3	愛称	3
4	センターの施設概要	4
5	機能	7
6	組織	8
7	事業検討会議	9

II 平成 30 年度事業実施状況

1	実施事業一覧表	13
2	事業の内容	15
(1)	相談事業	15
(2)	情報収集・提供事業、広報事業	24
(3)	学習・研修事業	29
(4)	団体交流・支援事業	37
(5)	市民の活動・支援事業	39
(6)	調査・研究事業	39
3	施設の利用状況	40

III 参考資料

1	推進体制と事業の位置づけ	45
2	センター施設の利用案内	47
3	世界・国・埼玉県・さいたま市の男女共同参画の動き	49

IV 条例等

	さいたま市男女共同参画のまちづくり条例	59
	さいたま市男女共同参画のまちづくり条例施行規則	63
	さいたま市男女共同参画推進協議会規則	65
	さいたま市男女共同参画推進センター条例	66
	さいたま市男女共同参画推進センター条例施行規則	69
	さいたま市男女共同参画推進センター相談事業実施要綱	71
	さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議要綱	72
	さいたま市男女共同参画推進センター広報誌編集員設置要綱	75

I 施設のあらまし

4 センターの施設概要

(1) 面積・構造等

施設形態 : 生涯学習総合センター、桜木公民館、桜木図書館との複合施設
敷地面積 : 1,084 m²
建築面積 : 827 m²
延床面積 : 9,244 m² (内 男女共同参画推進センター 562.54 m²)
構造 : 鉄骨鉄筋コンクリート造 (地上10階、地下2階)
(当施設は、社会教育施設等との複合施設のため、面積及び構造については複合施設全体のものである。)

部屋名	面積 (m ²)	定員 (人)	利用形態
交流コーナー	116	—	小グループの会合等
情報・資料コーナー			男女共同参画に関する図書・資料の閲覧・貸出し
印刷コーナー			デジタル印刷機・紙折り機・裁断機を常設
相談室1	10	2	法律相談
相談室2	10	2	
会議室1	16	12	机・イス・ホワイトボードを常設 少人数での会議・講習・学習会等 ※
会議室2	16	12	
会議室3	51	24	机・イス・ホワイトボードを常設 会議・集会・講習等
プレイルーム	25	5	会議室利用時の一時保育
授乳室	6	—	乳幼児の授乳、オムツ換えに利用
事務室	39	—	職員事務室
スタッフルーム	8	—	打合せ等に利用

※会議室1・2は可動壁で仕切られており、1部屋としての利用も可能。

(2) 開館時間・休館日

開館時間 : 平日 9:00～21:00
 土・日曜日・祝日 9:00～17:00
 休館日 : 年末年始(12月29日～1月3日)
 施設点検日(毎月第4日曜日)

(3) 施設の貸出し

利用にあたっては、事前に「利用者登録」が必要です。男女共同参画社会の形成を推進するための様々な活動をしている市内・市外の団体及び個人に対して、施設の貸出しを行っています。

※詳しくは参考資料P47の利用案内を参照。

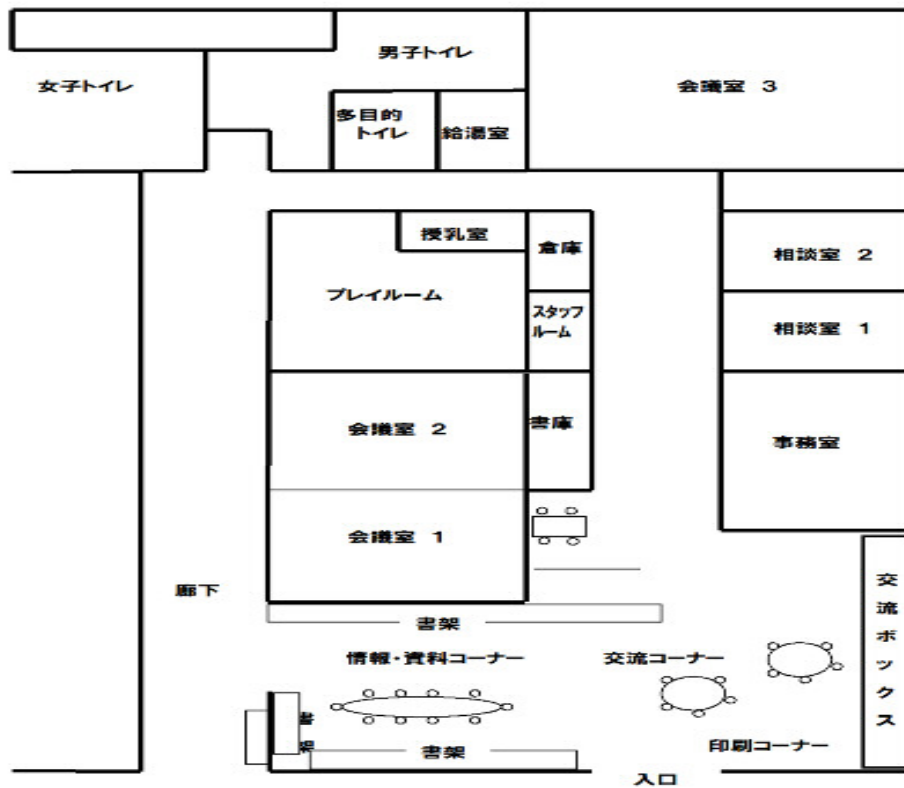
時間区分及び利用料金

区分	定員	午前 9:00～12:00		午後 13:00～17:00		夜間 18:00～21:00	
		新	旧	新	旧	新	旧
会議室1	12人	470円	460円	620円	610円	470円	460円
会議室2	12人	470円	460円	620円	610円	470円	460円
会議室3	24人	1,550円	1,520円	2,060円	2,020円	1,550円	1,520円
プレイルーム (会議利用の 保育用)	5人	740円	730円	990円	970円	740円	730円

※令和元年10月1日より、消費税率が10%に改定されることに伴い、男女共同参画推進センター会議室等の使用料は上記表の新料金が適用となります。(10月1日以降の使用分であっても、9月30日までに支払いの場合は、旧料金が適用になります。)

※市外の団体・個人の利用の場合は上記の額に100分の50を乗じて得た額を加算します。

(4) 平面図



会議室 2



会議室 3



プレイルーム



情報・資料コーナー

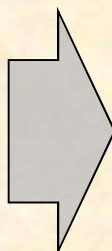
5 機能

1 相談機能	専門の相談員による各種相談
2 情報収集・提供機能	男女共同参画に関する図書・行政資料・雑誌・ビデオ等情報の収集、提供
3 学習・研修機能	男女共同参画の理解を深めるための各種講座・イベントを実施
4 市民の活動・交流支援機能	登録団体等の活動・交流・ネットワーク等を支援
5 調査・研究機能	男女共同参画を推進するための調査・研究

男女共同参画推進センターの機能と事業展開の方向

機能

- 相談機能
- 情報収集・提供機能
- 学習・研修機能
- 市民の活動・交流支援機能
- 調査・研究機能



事業展開の方向

利用者が男女共同参画社会を目指して積極的に活動できることを支援する事業展開

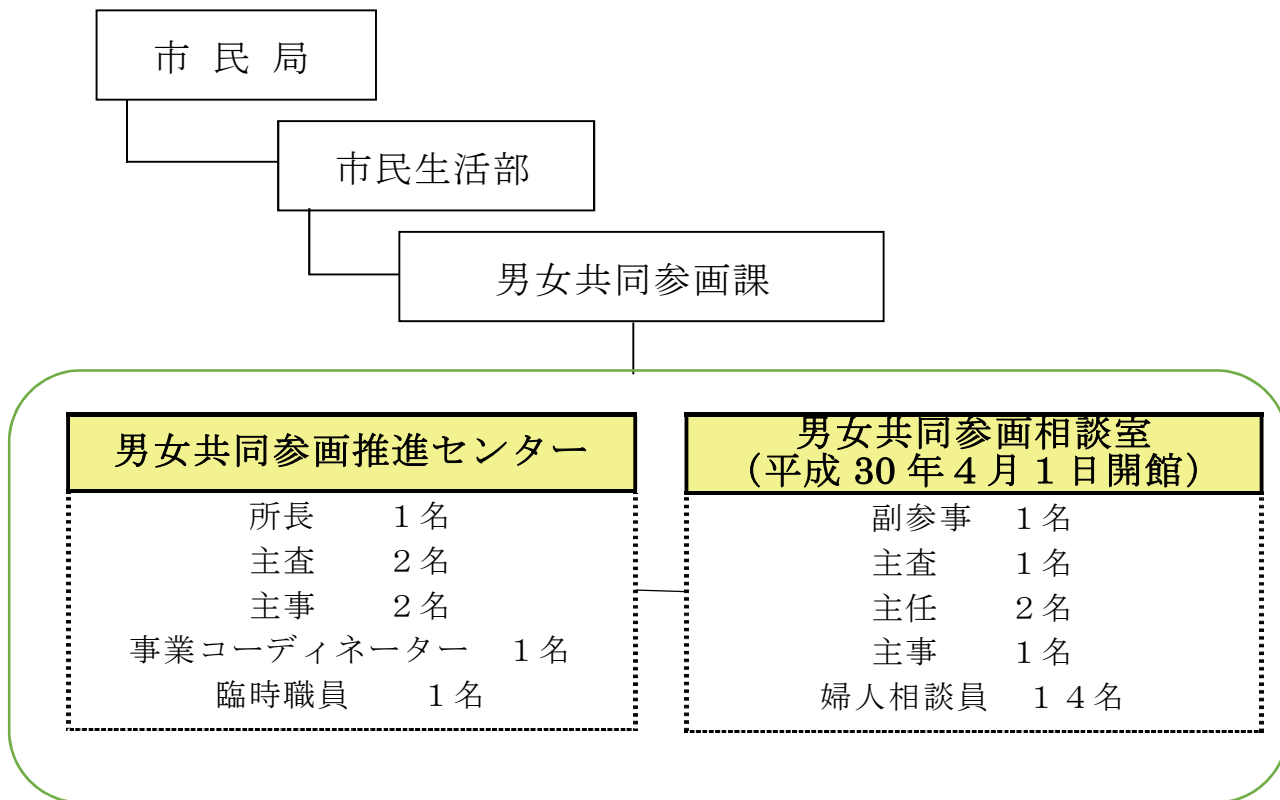
男女共同参画推進の視点を持つ人材を育成する事業展開

ネットワークを作り、広げる事業展開

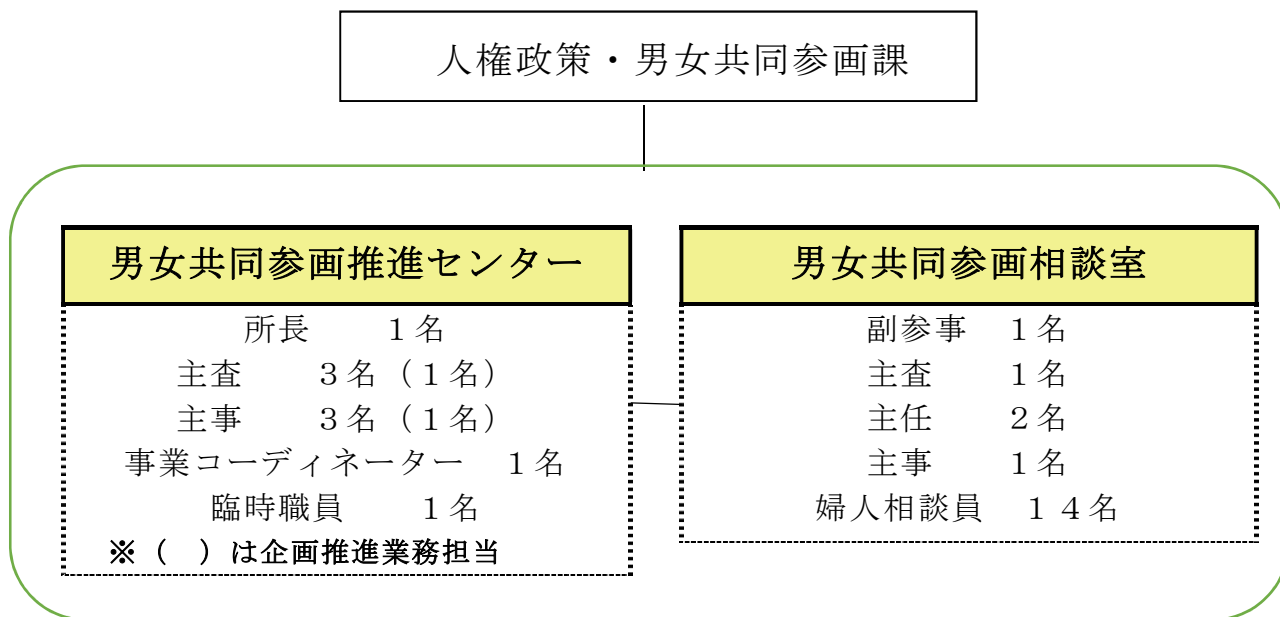
センターの発展・充実が常に考えられるような事業展開

6 組織

平成 30 年度組織図（平成 30 年 4 月 1 日現在）



平成 31 年 4 月 1 日から



7 事業検討会議

男女共同参画推進センターの事業及び運営の充実を図るため「さいたま市男女共同参画推進センター事業検討会議」を設置しています。

平成30年度事業検討会議は、センター利用者、主催講座の受講者・講師、広報誌「鐘の音」編集員及び外部アドバイザー等の10名（男性4名、女性6名）で構成しました。

◆ 第1回事業検討会議

- | | |
|----|---|
| 日時 | 平成30年9月20日(木) 午後2時～3時30分 |
| 会場 | 男女共同参画推進センター 会議室3 |
| 議題 | ・平成29年度男女共同参画推進センター事業報告
・平成30年度男女共同参画推進センター事業中間報告及び今後の事業
・平成31年度男女共同参画推進センター事業（案） |

◆ 第2回事業検討会議

- | | |
|----|---|
| 日時 | 平成31年3月5日(火) 午後2時～4時 |
| 会場 | 男女共同参画推進センター 会議室3 |
| 議題 | ・平成30年度男女共同参画推進センター事業報告
・平成31年度男女共同参画推進センター事業（案） |

Ⅱ 平成30年度事業実施状況

1 平成30年度 実施事業一覧表

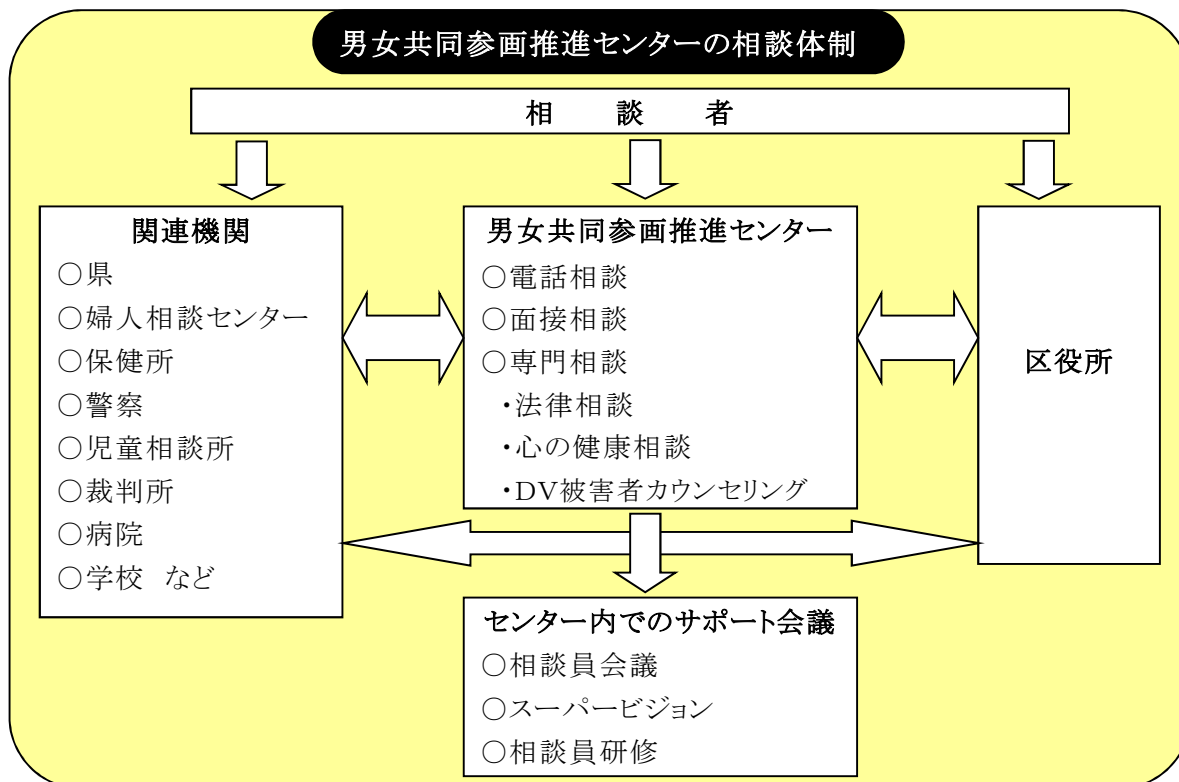
内 容		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
相 談 事 業	女性の悩み相談	★子ども家庭総合センター 男女共同参画相談室 女性の悩み電話相談(毎日)											
		★浦和区 女性の悩み電話相談(月・火・水・金曜日)											
		★中央区 女性の悩み電話相談(火・金曜日)											
		★岩槻区 女性の悩み電話相談(月・水曜日)											
		★DV相談センター DV電話相談(月～金曜日)											
	専門相談(女性)	★男女共同参画推進センター 法律相談(第2・4水曜日)											
		★子ども家庭総合センター 男女共同参画相談室 法律相談(第1・3火曜日)											
		★子ども家庭総合センター 男女共同参画相談室 心の健康相談(第4金曜日)											
	男性の悩み相談	★子ども家庭総合センター 男女共同参画相談室 男性の悩み電話相談(第2・4火曜日)											
	庁内DV防止対策関係機関連携会議							★9/18					
情 報 収 集 ・ 提 供 事 業	広報誌「鐘の音」								★10月 発行				★3月 発行
	事業関連図書の展示	★常時											
	蔵書の収集・整理、貸出しと点検	★随時											
	ホームページ	★常時											
学 習 ・ 研 修 事 業 (セ ン タ ー)	①歩みたい人生と「女性活躍」という空気感					★8/18 ～8/19 (全2回)							
	②男女共同参画週間記念事業				★7/29								
	③女性カレッジ 2018				★7/3～9/18 (全10回)								
	④男性カレッジ2018			★6/16 ～6/23 (全4回)									
	⑤LGBT講座 「エキスパートに学ぶ性の多様性」～共生社会を目指して～									★11/5～ 11/19 (全3回)			
	⑥性暴力防止セミナー				★7/25								
	⑦傷ついた心のケア講座	★4/25～3/18 (全14回)											
	⑧幼児をもつ母親のための講座								★10/16～11/13 (全5回)				
	⑨DV防止セミナー									★11/11			
	⑩離婚講座		★5/8 ～5/15 (全2回)										
	⑪ワーク・ライフ・バランス出前講座									★11/7			
	⑫デートDV防止出前講座	★4/3、 4/17											★3/7
	⑬工学女子を育てよう！プロジェクト					★8/23							
	⑭夏休み親子おもしろ科学教室					★8/25 ～8/26 (全2回)							
	⑮働く女性のための講座										★12/9		

内 容		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
団体 交流 ・ 支 援 事 業	①第18回女・男フェスタさいたま										★1/13 ~1/14		
	②市民企画講座1 「女性の起業・働き方応援セミ ナー」								★11/17~12/8 (全3回)				
	②市民企画講座2 「親子で学ぶ・自分で学ぶ LGBTってなあに？」									★12/2			

2 事業の内容

(1) 相談事業

① センターの相談体制



② 女性相談

女性が家庭・地域・職場で直面する様々な悩みに関して、専門の女性相談員が相談に応じることにより、相談者自身が問題に気づき、自己解決していくための支援を行います。

種 別		日 時		会 場
女 性 の 悩 み	電話相談	月～金曜日	10:00～20:00	子ども家庭総合センター 男女共同参画相談室
		土・日・祝日	10:00～16:00	
		月・火・水・金曜日	10:00～17:00	浦和区役所(女性の相談室)
		火・金曜日	10:00～17:00	中央区役所(女性の相談室)
	DV電話相談	月・水曜日	10:00～17:00	岩槻区役所(女性の相談室)
専 門 相 談	法律相談(要予約)	第2・4水曜日	13:00～15:30	男女共同参画推進センター
		第1・3火曜日	13:00～15:30	子ども家庭総合センター 男女共同参画相談室
	心の健康相談(要予約)	第4金曜日	13:30～16:15	子ども家庭総合センター 男女共同参画相談室
	DV被害者カウンセリング(要予約)	第3木曜日	13:30～16:30	DV相談センター

(ア) 女性の悩み電話相談

女性の生き方、夫婦、親子の問題、職場や近隣の間人間関係などの相談に応じます。

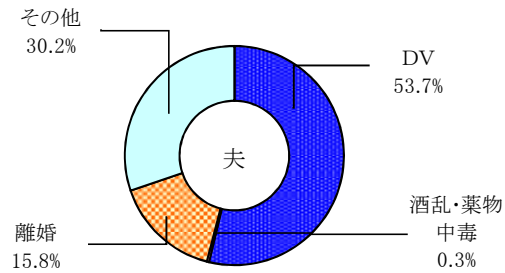
女性の悩み相談集計表

相談内容			男女共同参画 相談室	浦和区	中央区	岩槻区	計 (件)	割合 (%)	種別計 (件)	種別 割合 (%)	
項目	種別	種別内訳									
人間関係	夫	DV	970	104	12	19	1,105	15.47	2,057	28.80	
		酒乱・薬物中毒	5	0	0	2	7	0.10			
		離婚	223	54	18	29	324	4.54			
		その他	486	88	25	22	621	8.70			
	子ども	子どもの暴力	42	2	0	0	44	0.62	483	6.76	
		養育不能	11	0	0	0	11	0.15			
		その他	331	49	29	19	428	5.99			
	親族	親の暴力	52	2	0	5	59	0.83	964	13.50	
		親族の暴力	43	0	2	1	46	0.64			
		その他	719	85	30	25	859	12.03			
	交際相手	交際相手からの暴力	17	0	0	0	17	0.24	79	1.11	
		同性の交際相手からの暴力	1	0	0	0	1	0.01			
		その他	59	0	2	0	61	0.85			
	その他	その他の者からの暴力	116	9	0	1	126	1.76	2,467	34.54	
		男女問題	193	18	3	9	223	3.12			
		ストーカー被害	9	2	0	0	11	0.15			
		家庭不和	16	3	0	0	19	0.27			
		その他	1,754	185	63	86	2,088	29.24			
	小 計			5,047	601	184	218	6,050	84.71	6,050	84.71
	その他	経済	生活困窮	10	4	0	1	15	0.21	148	2.07
借金・サラ金			13	1	0	1	15	0.21			
求職			49	5	3	4	61	0.85			
その他			49	1	3	4	57	0.80			
医療		病気	117	18	0	0	135	1.89	898	12.57	
		精神的問題	628	70	8	15	721	10.10			
		妊娠・出産	10	0	0	1	11	0.15			
		その他	25	3	3	0	31	0.43			
住居		住居	37	1	3	0	41	0.57	44	0.62	
		帰住先なし	3	0	0	0	3	0.04			
触法		不純異性交遊	1	0	0	0	1	0.01	2	0.03	
		ヒモ・暴力団関係	1	0	0	0	1	0.01			
		5条(売防法)違反	0	0	0	0	0	0.00			
		売春強要	0	0	0	0	0	0.00			
		人身取引	0	0	0	0	0	0.00			
その他		0	0	0	0	0	0.00	0	0.00		
小 計			943	103	20	26	1,092	15.29	1,092	15.29	
合 計			5,990	704	204	244	7,142	100.00	7,142	100.00	

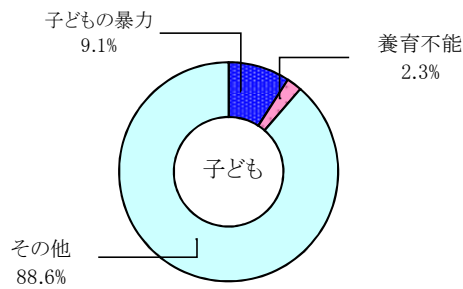
相談内容別内訳

◆ 人間関係

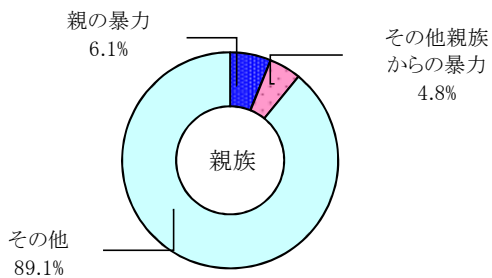
【夫】 (件)	
相談内容	相談件数
DV	1,105
酒乱・薬物中毒	7
離婚	324
その他	621
計	2,057



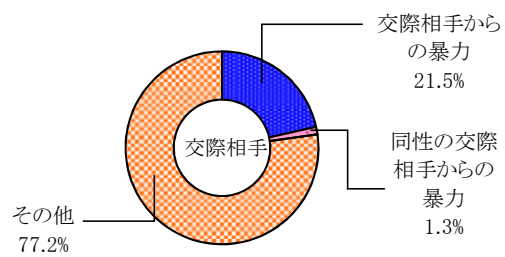
【子ども】 (件)	
相談内容	相談件数
子どもの暴力	44
養育不能	11
その他	428
計	483



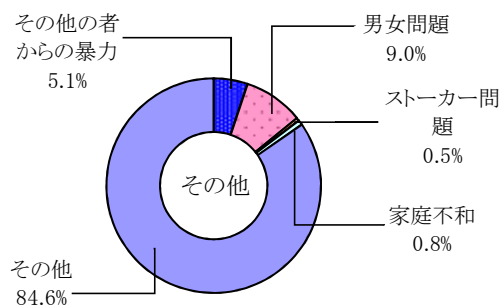
【親族】 (件)	
相談内容	相談件数
親の暴力	59
その他の親族からの暴力	46
その他	859
計	964



【交際相手】 (件)	
相談内容	相談件数
交際相手からの暴力	17
同性の交際相手からの暴力	1
その他	61
計	79

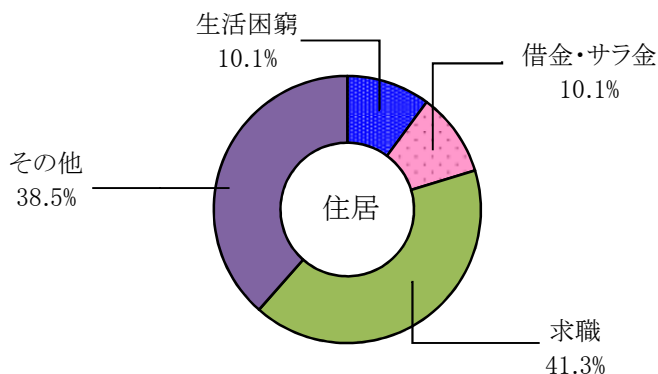


【その他】 (件)	
相談内容	相談件数
その他の者からの暴力	126
男女問題	223
ストーカー問題	11
家庭不和	19
その他	2,088
計	2,467

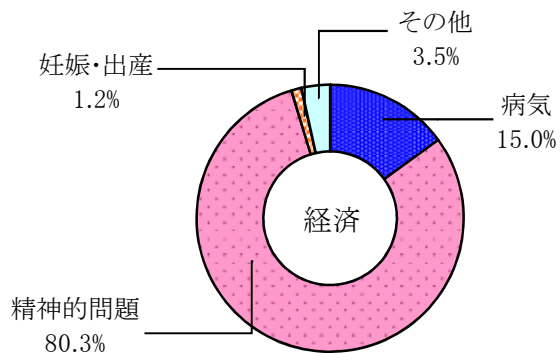


◆ その他

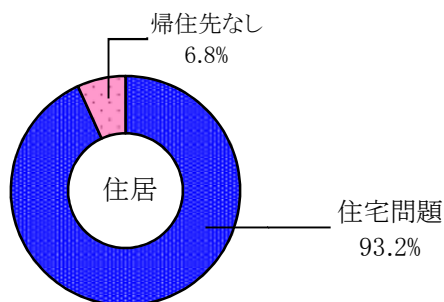
【経済】 (件)	
相談内容	相談件数
生活困窮	15
借金・サラ金	15
求職	61
その他	57
計	148



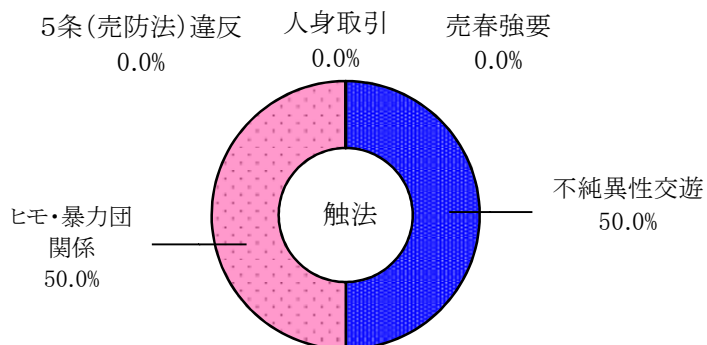
【医療】 (件)	
相談内容	相談件数
病気	135
精神的問題	721
妊娠・出産	11
その他	31
計	898



【住居】 (件)	
相談内容	相談件数
住宅問題	41
帰住先なし	3
計	44



【触法】 (件)	
相談内容	相談件数
不純異性交遊	1
ヒモ・暴力団関係	1
5条(売防法)違反	0
売春強要	0
人身取引	0
計	2



(イ) 専門相談

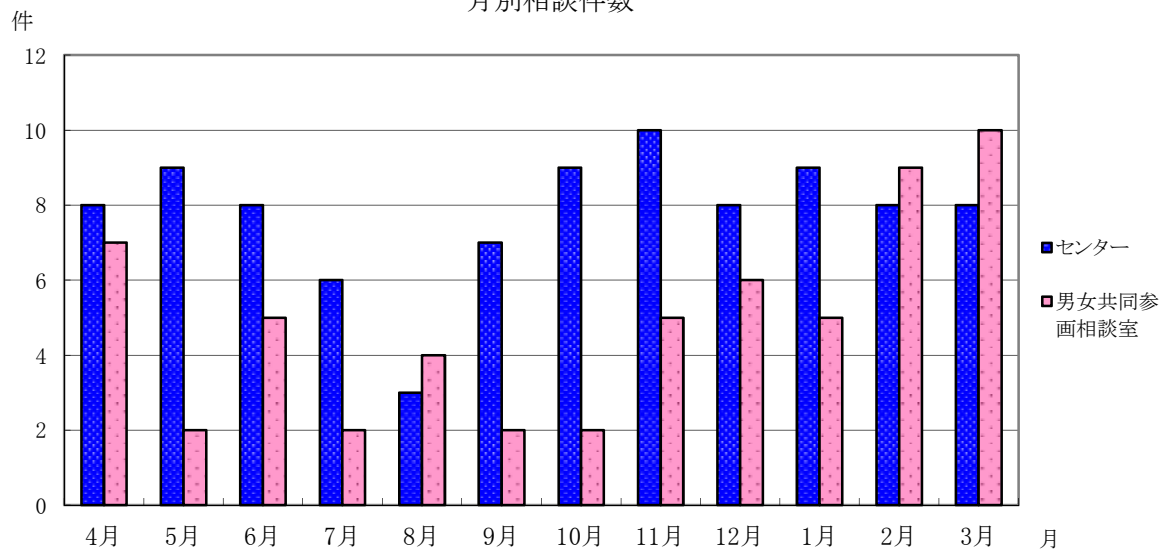
◆ 法律相談

家庭、職場、近隣等で生じる解決困難な問題について、女性の弁護士が相談に応じます。

月別相談件数

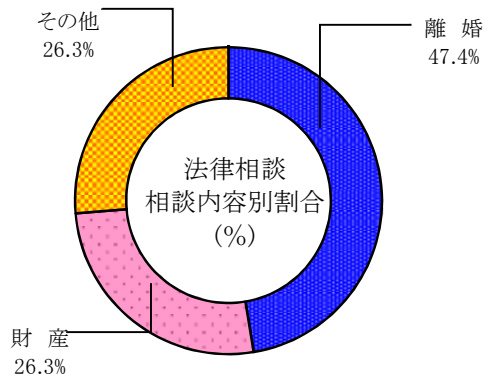
場所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
センター	8	9	8	6	3	7	9	10	8	9	8	8	93
男女共同参画相談室	7	2	5	2	4	2	2	5	6	5	9	10	59
計	15	11	13	8	7	9	11	15	14	14	17	18	152

月別相談件数



相談内容別件数

場所	男女共同参画推進センター	男女共同参画相談室	計
離婚	43	29	72
財産	25	15	40
その他	25	15	40
計	93	59	152



◆ 心の健康相談

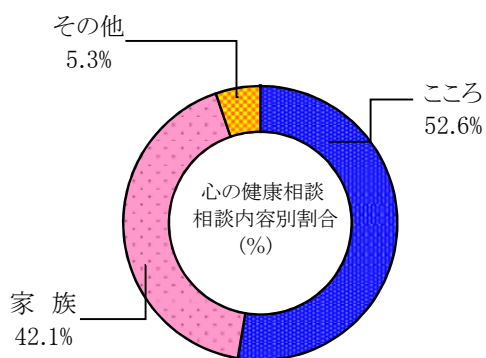
女性の様々な問題から生じる悩みについて、専門の女性の医師が相談に応じます。

月別相談件数

月													(件数)
場所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
男女共同参画相談室	2	2	2	0	2	0	3	1	2	1	3	1	19

相談内容別件数

相談内容	件数
こころ	10
家族	8
その他	1
計	19



◆ DV被害者カウンセリング

DV被害者の精神的負担を軽減するため、精神保健福祉士によるカウンセリングを行います。またその内容を相談員にフィードバックすることで、よりよい支援につなげます。

月別相談件数

月													(件数)
場所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
男女共同参画相談室	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24

③ 男性の悩み電話相談

男性が家庭・地域・職場で直面する様々な悩みに関して、専門の男性相談員が相談に応じることにより、相談者自身が問題に気づき、自己解決していくための支援を行います。

【日 時】 毎月第2・第4火曜日 18:30~20:30

【対象者】 さいたま市在住・在勤または在学の男性

【会 場】 子ども家庭総合センター 男女共同参画相談室

【相談内容】男性の悩み全般

(生き方・仕事・家庭・夫婦・人間関係など)

月別相談件数

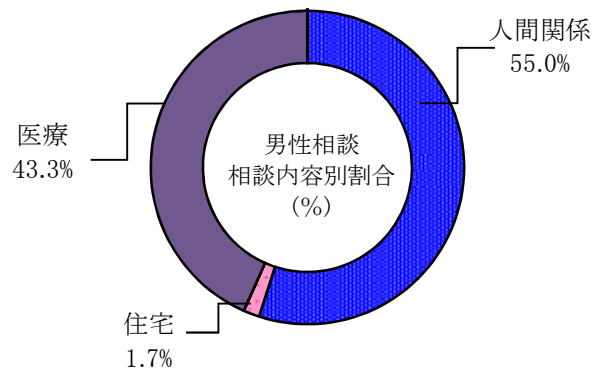
(件数)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
男女共同参画相談室	4	8	6	6	3	2	5	3	5	3	7	8	60

相談内容別件数

相談内容	件数
人間関係	33
住宅	1
経済	0
医療	26
DV加害	0
その他	0
計	60

経済 0.0% DV加害 0.0% その他 0.0%



④ 相談員会議・研修

◆ 相談員会議

相談業務の質の向上と相談員のより良い連携を図るために、定期的に相談員会議を開催しています。

実施日 毎週木曜日 13時30分～15時30分

◆ スーパービジョン

相談員が相談を進めるにあたり、高度な専門知識を有する専門家等（スーパーバイザー）から指導を受け、相談時に感じた不安や迷いを払拭し、ケースに応じて効果的かつ適切な助言ができるよう、そのための研修を定期的実施しました。

◆ 相談員研修

相談員が様々な女性問題に関する基礎知識を確認し、女性が置かれている立場を社会構造的にとらえ、原因や結果の相互関係を女性問題解決の視点で考えられるよう、研修の機会を設けました。

平成30年度相談員研修一覧

回	開催日	区分	内容	講師
1	5月31日	スーパービジョン	事例検討	臨床心理士 藤井 和子
2	6月28日	相談員研修	ピカソップ法による事例検討	浦和まはろ相談室 高澤 和彦
3	9月13日	スーパービジョン	事例検討	臨床心理士 藤井 和子
4	10月11日	相談員研修	ダギーセンターでの研修を通して学ぶ、トラウマを抱えた子ども、青少年へのアプローチについて	NPO法人レジリエンス 西山 さつき
5	11月22日	相談員研修	性の多様性の基礎知識と相談の際の留意事項について	埼玉大学 教育機構基盤教育研究センター 渡辺 大輔
6	11月29日	スーパービジョン	事例検討	明治学院大学 ハラスメント相談支援センター 池田 ひかり
7	1月31日	スーパービジョン	事例検討	明治学院大学 ハラスメント相談支援センター 池田 ひかり
8	2月14日	相談員研修	“必要な情報”とその届け方 “心理教育”を現場にいかす	文教大学大学院 人間科学研究科 布柴 靖枝

⑤ 庁内DV(ドメスティック・バイオレンス)防止対策関係機関連携会議

夫、恋人など親密な関係にある男性からの暴力の根絶に向けて、民間、行政などの関係機関が密な連携を図り、女性の人権擁護の観点で、予防から自立までのサポート体制を総合的に検討することを目的に設置しています。庁内DV防止会議は、DV被害者の相談、緊急一時保護、自立支援において各区福祉事務所等との連携を図るため、開催しています。

◆ 第1回庁内DV防止対策関係機関連携会議

日時 平成30年9月18日(木)

場所 子ども家庭総合センター 4階 会議室1・2

内容 ・講義「DV被害者の実態と地方自治体に求められる支援について」

講師：埼玉県婦人相談センター

DV相談担当部長 田口 麗子

・意見交換「事前質問事項についての意見交換」

説明者：男女共同参画相談室職員

◆ 第2回庁内DV防止対策関係機関連携会議

日時 平成31年3月7日(木)

場所 子ども家庭総合センター 4階 会議室1・2

内容 講義「支援する側も支援される側も疲弊しない支援」
～支援に役立つカウンセリングスキル～

講師：カウンセリング&サポートサービスN

カウンセラー 高山 直子

(2) 情報収集・提供事業、広報事業

《さいたま市男女共同参画推進センター》

男女共同参画推進センターでは、男女共同参画社会の実現に寄与するため、その資源となる図書・行政資料・雑誌・ビデオ・DVD等の関係情報を収集・整理し、提供しています。

① 資料の貸出し

- ・貸出対象 市内に在住・在勤・在学している方
- ・貸出点数 1人3点まで（ビデオ・DVDのみの場合は2点まで）
- ・貸出期間 図書2週間 ビデオ・DVD1週間
- ・貸出方法 「図書・資料等利用者登録申請書」の提出により「利用者カード」を3枚発行

(ア) 蔵書

(平成31年3月31日現在)

分類	冊数	比率(%)	主な領域	
0類 総記	41	1.8		
1類 哲学	174	7.5	各種データ・情報	医療・出産
2類 歴史	67	2.9	家族・子ども	女性問題・女性学
3類 社会科学	1,663	71.7	心理学	女性史・女性論
4類 自然科学 (医療・出産)	91	3.9	社会病理	フェミニズム
5類 技術・育児	46	2.0	法律・経済	ジェンダー
6類 産業	5	0.2	育児	女性労働
7類 芸術	24	1.0	健康・からだ	男性問題・男性学
8類 言語	33	1.4	社会教育	メディア
9類 文学	177	7.6	地方自治・政治	セクシュアリティ
計	2,321	100.0	生き方	結婚・離婚・シングル
			伝記	中高齢者問題
			社会保障	福祉・介護
			社会学	DV・セクシャルハラスメント

[注：日本十進分類法(NDC)に基づき分類]

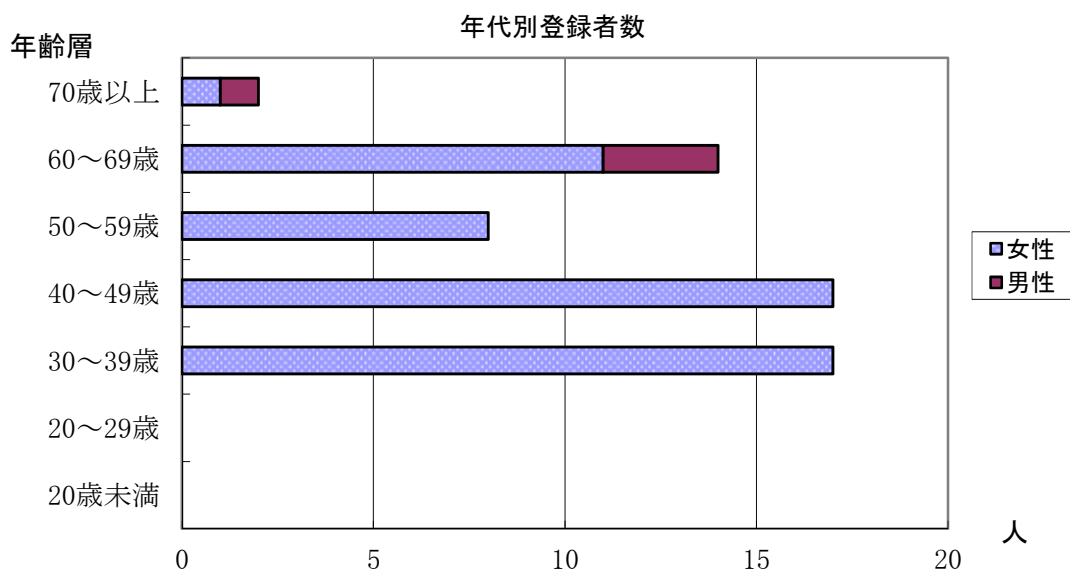
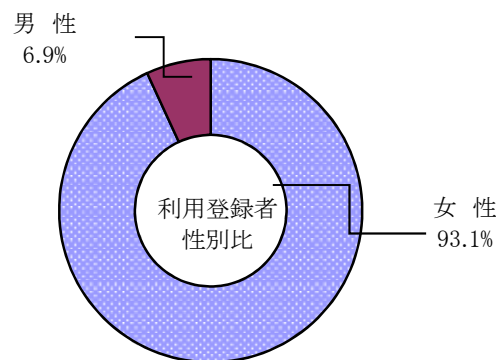
(イ) 情報誌 5誌

(ウ) ビデオ・DVD 115作品（館内での視聴は不可）

② 資料の利用状況

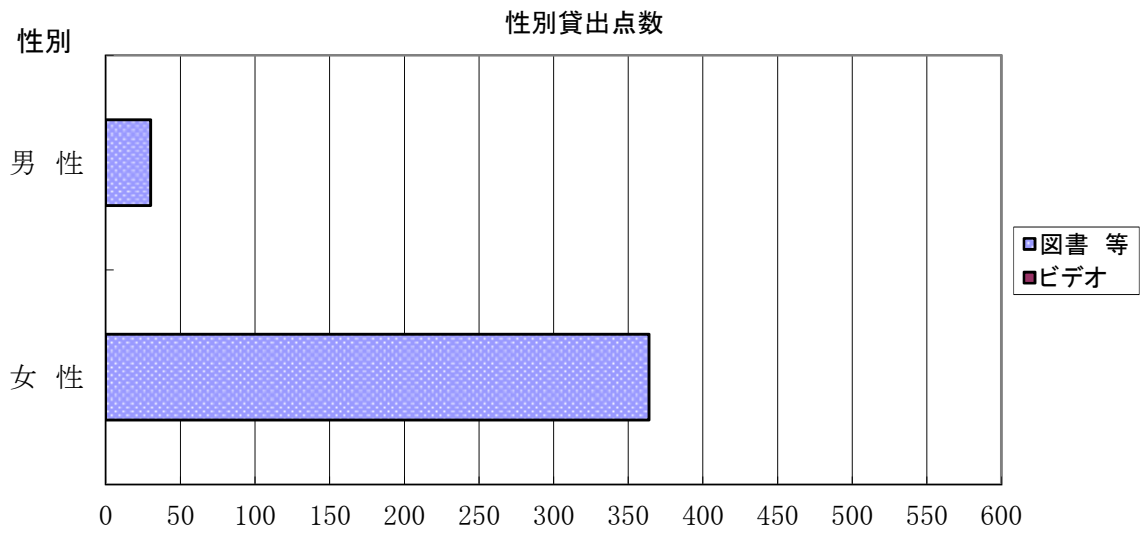
(ア) 性別、年代別利用登録者数（平成30年度新規登録者）

年齢層	性別		計
	女性	男性	
20歳未満	0	0	0
20～29歳	0	0	0
30～39歳	17	0	17
40～49歳	17	0	17
50～59歳	8	0	8
60～69歳	11	3	14
70歳以上	1	1	2
計	54	4	58



(イ) 性別貸出点数

	(点)		
	女 性	男 性	計
図書 等	364	30	394
ビデオ	0	0	0
計	364	30	394



③ 広報誌「^{かね}鐘の音^ね」

男女共同参画推進センターが実施する講座、講演会の案内や報告、相談事業のお知らせ、情報・資料コーナーの紹介等を掲載し、市内公共施設（公民館、図書館、コミュニティセンター等）や各区役所の情報公開コーナー等に配置しています。また、情報交換の一環として市外の男女共同参画関連施設等に送付しています。

- (ア) 様式 A4版 4ページ カラー刷り
- 発行回数 年2回 (10・3月)
- 発行部数 680,000部

(イ) 編集員

「男女共同参画」に関心の高い市民を公募により4名（女性3名、男性1名）を編集員として選考し、センター職員と協働して広報誌の編集・作成を行っています。

(ウ) 編集員会議

広報誌作成のため、企画・記事作成・校正などの編集に係る作業や検討を行う編集員会議を8回開催しました。

(エ) 主な内容

- vol.40 (平成30年10月)
 - ・特集「パートナーシップさいたまの講座について」
 - ・男女共同参画週間記念事業セミナーレポート 等
- vol.41 (平成31年3月)
 - ・特集「平成31年度実施事業のご案内」
 - ・DV防止セミナーレポート 等



「鐘の音 vol.41」

④ パートナーシップさいたまホームページ

さいたま市のホームページ上で「パートナーシップさいたま」の案内をしています。

【さいたま市のホームページ → 市政情報 → 男女共同参画 → 男女共同参画推進センター】でアクセスできます。

アドレス：

【<https://www.city.saitama.jp/006/010/002/>】

- 施設概要
- 相談案内
- 講座・講演会
- 情報提供
- 活動・交流
- 男女共同参画相談室（子ども家庭総合センター内）

(3) 学習・研修事業

男女共同参画についての意識の向上を図るために、今日的な課題やニーズを踏まえながら講座、講演会を開催しています。

《さいたま市男女共同参画推進センター》

① 歩みたい人生と「女性活躍」という空気感

目的	「女性活躍推進法」が成立し、働きながら子育てをする女性の姿がクローズアップされることも多くなってきた。この風潮は女性の働きやすさとどうつながっているのか、課題は何か、日々に追われて向き合うゆとりを持ってない中で、立ち止まって考える機会とする。			
	定員 20名 託児 5名			
回数	日時	内容	講師	参加人数
1	8月18日(土) 10:00～12:00	しごと／会社と私 基礎知識集中講義→グループトーク→ 発表	一般社団法人さいたま キャリア教育センター	受講生 12 託児 2
2	8月19日(日) 10:00～12:00	家族と私 「活躍」をどう捉えるか→グループトーク→ 発表	代表理事 古川 晶子	受講生 9 託児 2

② 男女共同参画週間記念事業

目的	子どもが生まれることで、生活も夫婦の関係も激変するという川上氏。恋愛中はお互いに優しくできるが、子どもが生まれると、母となる女性は生活に必死になり、夫婦はもう一度出会いなおすことになる。それぞれが周りから押し付けられている、または内在化しているジェンダーも相まって、パートナーたるべき人が最大の敵のように感じることもさへある。このライフステージとどう向き合っていくのか、仕事人として、母として、女性にとってのロールモデルである川上氏に、ご自身の経験も交えてお話していただく機会とする。			
	定員 120名 託児 20名			
回数	日時	内容	講師	参加人数
1	7月29日(日) 14:00～16:00	女性として、母として、仕事人として ～川上 未映子の世界～	作家 川上 未映子	受講生 115 託児 12

③ 女性カレッジ2018

「体と感覚で実感！女性として生きること～誰だって女優になれる～」

目的	より自分らしい生き方を目指すため、常識や日常を立ち止まって見直し、寸劇として表現。当事者意識を持つことでジェンダーを実感し、女性の置かれた立ち位置に気づく機会とする。また、セルフケアなどを学び、どんな時も自分らしくいられることを目指す。			
	定員 24名 託児 5名			
回数	日時	内容	講師	参加人数
1	7月3日(火) 10:00～12:00	学ぶ意味・参加する想いをシェアしよう	パートナーシップさい たま事業コーディネーター 宇野 慶子	受講生 12 託児 8
2	7月10日(火) 10:00～12:00	ジェンダー総論・女性を取り巻く問題 ～テーマ別にグループを作る～	早稲田大学講師 熱田 敬子	受講生 12 託児 8
3	7月17日(火) 10:00～12:00	・テーマ別集中講義 ・資料読み込み、テーマに沿った経験 シェア		受講生 11 託児 7
4	7月24日(火) 10:00～12:00	資料、経験をもとに話し合い、シチュエーションを練る		受講生 11 託児 7
5	7月31日(火) 10:00～12:00	本番に向けたグループ練習		受講生 9 託児 5
6	8月21日(火) 10:00～12:00	寸劇発表会(1グループ6人×4グループ) (例えば)家事労働をめぐる家族の3分寸劇→質疑応答→感じたことをシェア		受講生 12 託児 9
7	8月28日(火) 10:00～12:00	短所と向き合い自分を好きになる～自尊感情アップ～		カウンセリング&サポートサービスN 高山 直子
8	9月3日(月) 10:00～12:00	ワンランク上のコミュニケーションワーク	高山 直子	受講生 10 託児 7
9	9月11日(火) 10:00～12:00	共働きでも専業主婦でも育児は女性？ ～ワンオペ育児からのサバイバル～	明治大学商学部教授 藤田 結子	受講生 11 託児 7
10	9月18日(火) 10:00～12:00	全体の振り返り 学びや気づき、参加者の想いをシェア	早稲田大学講師 熱田 敬子 パートナーシップさい たま事業コーディネーター 宇野 慶子	受講生 10 託児 6

④ 男性カレッジ2018

「ライフキャリアメンテナンス集中講座」

目的	厳しい環境の中でも個人が持つ「生きづらさ」「働きづらさ」を乗り越える力を引き出すプログラムを実施し、自分も仕事も大切にするにはどう行動したらいいのかをともに考える。また共感できる仲間との出会いの場とする。			
	定員 20名 託児 5名			
回数	日時	内容	講師	参加人数
1	6月16日(土) 10:00～12:00	キャリアとは何か	一般社団法人 さいた まキャリア教育センター 代表理事 古川 晶子	受講生 11 託児 0
2	6月16日(土) 13:00～15:00	働く男性を取り巻くもの		受講生 11 託児 0
3	6月23日(土) 10:00～12:00	道をひらく①		受講生 9 託児 0
4	6月23日(土) 13:00～15:00	道をひらく②		受講生 9 託児 0

⑤ LGBT 講座

エキスパートに学ぶ性の多様性～共生社会を目指して～

目的	「性は2種類」という間違った認識は少しずつ変わってきてはいるが、未だセクシャルマイノリティへの偏見は多い。「性の多様性」を学ぶことで、すべての人が心地いいと感じる生き方について考える機会とする。			
	定員 20名 託児 5名			
回数	日時	内容	講師	参加人数
1	11月5日(月) 19:00～21:00	性の多様性概論 ～性が多様ってどういうこと？	埼玉大学基盤教育研究センター准教授 渡辺 大輔	受講生 24 託児 0
2	11月12日(月) 19:00～21:00	自分らしさと生きづらさ ～居場所としての「SHIP」	(認定)特定非営利活動法人SHIP 代表 星野 慎二	受講生 20 託児 0
3	11月19日(月) 19:00～21:00	誰もが心地いい生き方を考える	埼玉大学基盤教育研究センター准教授 渡辺 大輔	受講生 21 託児 0

⑥ 性暴力防止セミナー（埼玉県男女共同参画推進センターと共催）

目的	性暴力とはどのような暴力か、被害に遭った方が深いトラウマを抱え、回復に向かうために何が必要なのか等、性暴力への認識を深める機会とする。			
	定員 80名 託児 10名			
回数	日時	内容	講師	参加人数
1	7月25日(水) 14:00～16:00	性暴力 その後を生きる～深い傷と回復への道のり～	NPO法人レジリエンス 代表 中島 幸子	受講生 100 託児 0

⑦ 傷ついた心のケア講座

目的	DVやモラルハラスメント、パワーハラスメント等で傷ついた心を抱えている方の心身の回復のために、安全な場の中で自分の心と向き合い、セルフケアする機会とし、自分らしく生きるためのワンステップとする。			
	定員 男女共同参画推進センター会場 20名 プラザイースト会場 40名 託児 5名			
回数	日時	内容	講師	参加人数
1	4月25日(水) 10:00～12:00	DV・トラウマを理解する	NPO法人レジリエンス 副代表 西山 さつき	受講生 28 託児 2
2	5月30日(水) 10:00～12:00	育った環境で心はどうなるか	西山 さつき	受講生 33 託児 2
3	6月27日(水) 10:00～12:00	自尊心	さいたま市事業コーディネーター 宇野 慶子	受講生 24 託児 2
4	7月1日(日) 10:00～12:00	アートを楽しむ会	アップコンセプト・スタジオ オ 主宰 倉石 聡子 さいたま市職員	受講生 8
5	7月30日(月) 10:00～12:00	「世間の枠」と私らしさ	NPO法人レジリエンス 副代表 西山 さつき	受講生 29 託児 3
6	8月27日(月) 10:00～12:00	身体的暴力・性暴力		受講生 15 託児 0
7	9月25日(火) 10:00～12:00	トラウマに対応するツール	さいたま市事業コーディネーター 宇野 慶子	受講生 24 託児 2
8	10月31日(水) 10:00～12:00	コミュニケーション		受講生 38 託児 3
9	11月28日(水) 10:00～12:00	精神的暴力・モラルハラスメント		受講生 38 託児 3
10	12月15日(土) 10:00～12:00	アートを楽しむ会	アップコンセプト・スタジオ オ 主宰 倉石 聡子 さいたま市職員	受講生 13

11	12月19日(水) 10:00～12:00	傷つきによる喪失とグリーフ(悲しみ)	NPO法人レジリエンス 副代表 西山 さつき	受講生 31 託児 1
12	1月28日(月) 10:00～12:00	Bさん(加害者)とは		受講生 22 託児 1
13	2月25日(月) 10:00～12:00	パートナーシップ	さいたま市事業コーディネーター 宇野 慶子	受講生 28 託児 3
14	3月18日(月) 10:00～12:00	境界線		受講生 32 託児 4

⑧ 幼児をもつ母親のための講座

笑って子育てしてますか？～みんなで語ろう“ワタシ”のこと～

目的	幼児を持つ母親の多くが日々の育児に悩み、疲れ、ことばにできない満たされない思いを抱いている。そのような日々から脱却するために、話し合いの中で固定観念や思い込み、悩みを明確にし、子育てを含め自分らしい生き方を考える機会とする。			
	定員 20名 託児 20名			
回数	日時	内容	講師	参加人数
1	10月16日(火) 10:00～12:00	まずは大人同士の会話をしよう！	「幼児をもつ母親のための講座」企画委員	受講生 20 託児 21
2	10月23日(火) 10:00～12:00	ガミガミ言いたくないのに… そんなママに、目から鱗の子どもとの向き合い方	一般社団法人輝きベビーアカデミー代表理事 伊藤 美佳	受講生 15 託児 14
3	10月30日(火) 10:00～12:00 ・12:30～14:30	－自分を大切に－ 出産を経た体、子育ての毎日で疲れた心をメンテナンス	認定NPO法人マドレボニータ 産後セルフケアインストラクター 吉田 紫磨子	受講生 16 託児 19
4	11月6日(火) 10:00～12:00	子育てをめぐる世間(社会)の視線について話そう	「幼児をもつ母親のための講座」企画委員	受講生 14 託児 16
5	11月13日(火) 10:00～12:00	－私の未来予想図－ 子どもの成長とともに変わる未来を考えてみよう	「幼児をもつ母親のための講座」企画委員	受講生 17 託児 14

⑨ DV防止セミナー

目的	児童虐待防止法では、子どもがいる家庭で起こるDVは児童虐待に当たるとされている。DVが子どもたちの心身や発達に及ぼす影響を知り、またDV被害を受けている母親と子どもの関係についても理解し、当事者や支援者を始めとして私たち大人に何ができるのかを、精神科医でトラウマに関する著書も多い白川美也子さんをお招きし、考える機会とする。			
	定員 80名 託児 15名			
回数	日時	内容	講師	参加人数
1	11月11日(日) 14:00～16:00	子どもはDVに気づいている ～子どもへの影響と対応～	精神科医 白川 美也子	受講生 72 託児 3

⑩ 離婚講座

離婚に心が揺れるとき～あなたらしい選択を～

目的	女性の悩み相談や法律相談には、離婚について多くの相談が寄せられている。夫婦関係を見つめなおし、離婚について冷静に自分らしい選択をするため、離婚の知識を学ぶ機会とする。			
	定員 24名 託児 5名			
回数	日時	内容	講師	参加人数
1	5月8日(火) 10:00～12:00	あなたらしい答えを出すために 夫との関係を改めて見つめてみましょう	パートナーシップさいたま事業コーディネーター 宇野 慶子	受講生 38 託児 1
2	5月15日(火) 10:00～12:00	離婚に伴う法的知識・手続きについて学びます	大森三起子法律事務所 弁護士 大森 三起子	受講生 42 託児 3

⑪ ワーク・ライフ・バランス出前講座

(さいたま新都心合同庁舎1号館 財務省関東財務局)

目的	個々の事業所が多様な人材を生かし、活力ある社会を築くため、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進を目的として講師を派遣する。			
回数	日時	内容	講師	参加人数
1	11月7日(水) 13:30～15:30	働き方改革とワーク・ライフ・バランス	少子化ジャーナリスト、 作家 白河 桃子	受講生 138

⑫ デートDV防止講座
(市民団体 グーちよきぱーていー)

目的	さいたま市で以前行った、若年層における交際相手からの暴力(デートDV)に関する実態調査を踏まえ、若年層のデートDVに関する正しい理解を求め、DVの加害者・被害者にならないための意識啓発を行い、どうしたら暴力のない社会をつくることができるのかを考える機会とする。			
回数	日時	内容	講師	参加人数
1	3月7日(木) 10:30~11:30	デートDV防止について	NPO 法人レジリエンス 代表 西山さつき	受講生 24

⑬ デートDV防止出前講座(埼玉大学)

目的	さいたま市で以前行った、若年層における交際相手からの暴力(デートDV)に関する実態調査を踏まえ、若年層のデートDVに関する正しい理解を求め、DVの加害者・被害者にならないための意識啓発を行い、どうしたら暴力のない社会をつくることができるのかを考える機会とする。			
回数	日時	内容	講師	参加人数
1	4月2日(月) 15:50~16:50	デートDV防止について	宇都宮大学 准教授 良 香織	受講生 232
			アウェア ファシリテーター 吉祥 眞佐緒	受講生 200
			神戸大学 非常勤講師 伊田 広行	受講生 318
			NPO 法人レジリエンス 栄田 千春	受講生 115
			NPO 法人レジリエンス 代表 西山 さつき	受講生 111
2	4月17日(火) 13:00~14:30 14:40~16:10 計2回実施		宇都宮大学 准教授 良 香織	受講生計 271

⑭ 工学女子を育てよう！プロジェクト（芝浦工業大学と共催）

目的	女子学生がロボットの組み立て、プログラミング、作動までの全過程を自らが行うだけでなく、中学生を指導することを内容とすることで、より充実した PBL とすることができ、より学生の動機を喚起することができる。同時に、女子中学生に対しては、工学系分野の魅力を伝え興味関心を喚起し、身近なロールモデルを示す機会となり得る。大学等に進学する生徒の理系/文系の選択は高校 1 年で行われる。多様な選択の可能性がある中学生期に、工学系分野、ものづくりに触れる機会をもってもらいたい。また、共催で実施することで、より多くの女子中学生にこの機会を周知し、活用してもらおうことが可能になる。			
	定員 20 名			
回数	日時	内容	講師	参加人数
1	8 月 23 日(木) 10:00～16:00	はじめてのプログラミング～ジャイロボーイを作ってみよう～	芝浦工業大学 「工学女子を育てよう！プロジェクト」	受講生 18

⑮ 未来の女性科学者を育てる「夏休み親子おもしろ科学教室」

目的	従来女性の少なかった理工系分野への興味を促すこと、また理工系分野を志す女子を応援するため、親子での科学実験を行う。加えて、苦手意識を持つ母親が科学の面白さに目覚め認識を新たにする機会とする。			
	定員 20 名 託児 5 名			
回数	日時	内容	講師	参加人数
1	8 月 25 日(土) 10:00～12:00	結晶－岩塩割りりと結晶模型作り	埼玉たのしい科学ネット ワーク 代表 清水 龍郎	受講生 17 託児 1
2	8 月 26 日(日) 10:00～12:00	音と振動－音のひみつと楽器作り (最後にバンジーチャイム演奏も！)		受講生 16 託児 1

⑯ 働く女性のための講座

目的	働き始める前/働いているとき/仕事を辞めるときに知っておきたい法制度を学ぶ機会とする。			
	定員 24 名			
回数	日時	内容	講師	参加人数
1	12 月 9 日(日) 10:00～12:00	法律・制度を知って安心して働こう	オフィスヤマキ 代表 八巻 裕香	受講生 17

(4) 団体交流・支援事業

① 第18回 ^{ひと}女・^{ひと}男フェスタさいたま

^{ひと}「女・男、愛を育む男女共同参画」

目的	男女共同参画社会の実現に向けて、市民意識の高揚と理解を図るため、市民参画により男女共同参画意識啓発事業として開催する。			
回数	日時	内容	講師	参加人数
1	1月13日(日) 11:00～15:00	展示・アトラクション 講演会「 ^{おんな} 女と ^{おとこ} 男 豊かな生き方」	ジャーナリスト 小宮山 洋子	延べ 600
2	1月14日(月) 10:00～15:10	展示・ワークショップ ステージ発表 映画上映会「ゆずの葉ゆれて」		託児 0

^{ひと}【女・男フェスタさいたま】

The image shows two promotional posters for the 18th Women and Men Festival in Saitama. The left poster is the main event poster, featuring a red and white design with the title '第18回 女・男フェスタさいたま' and the subtitle '～女と男、愛を育む共同参画～'. It lists the dates as January 13th and 14th, 2019, at the Shinjuku Plaza 10th floor. The main attraction is a lecture by Yoko Onoyama titled '女と男 豊かな生き方'. The right poster is a detailed program for January 13th, listing various activities such as exhibitions, workshops, and a film screening, along with their respective times and locations.

チラシ

② 市民企画講座

様々な分野で活動している団体から、多様な能力と経験を生かした男女共同参画を推進する事業の企画を募集し、開催する機会を提供しました。

○ me life woman 女性起業チーム
女性起業・働き方応援セミナー

目的	人生100年時代の長寿化に伴い働く時間は50年、60年と長くなり、またそれぞれの環境、価値観の多様化により働き方も多様化している。このような現状を踏まえて参加者が中長期の働き方を考えるきっかけとしていただく。			
	また、働き方の一つとして「起業」を取り上げ、起業準備の基礎知識とITの基礎知識を学び、働き方の選択肢を増やすと共にスキルアップをしていただく。			
定員 ①20名 ②20名 ③20名 託児3名				
回数	日時	内容	講師	参加人数
1	11月17日(土) 13:00～16:00	起業ステップ1 「女性の起業の特徴・心構え・起業計画」「ホームページ、SNS活用基礎①」「健康な肌づくり」	松野 真治 (株)リックネットワークス 代表取締役 me life woman 女性起業チーム	受講生 20 託児 4
2	11月23日(金) 13:00～16:00	起業ステップ2 「起業計画書を作ってみよう」「ホームページ、SNS活用基礎②」「ワンランク上のメイク術」		受講生 20 託児 3
3	12月8日(土) 13:00～16:00	起業ステップ3 「起業とお金の話・人脈作り」「女性起業家によるパネルディスカッション」「交流会」		受講生 20 託児 4

○ NPO 法人サードクォーター
親子で学ぶ・自分で学ぶ LGBT ってなあに

目的	子どもに身近な絵本を通して、親子で性の多様性の理解を深めることを目的とする。			
	定員 15名 託児 6名			
回数	日時	内容	講師	参加人数
1	12月2日(日) 10:00～12:00 13:00～15:00	親子で学ぶ・自分で学ぶ LGBT ってなあに?	渡辺 大輔さん (埼玉大学基盤教育研究センター 准教授) 大神田 潔さん (NPO 法人サードクォーター 主宰)	受講生 28 託児 0

(5) 市民の活動・支援事業

センターの交流コーナーは、登録団体の打合せやミーティング等に利用できます。印刷コーナーは、自主活動や団体活動に必要な資料作成のための機器を設置し、市民の活動を支援しています。

プレイルームは会議室利用の際に、保育者同伴を条件にお子さまの保育に利用できます。

また、授乳室は、どなたでも利用することができます。

(6) 調査・研究事業

「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」に基づいて計画を着実に推進していくには、その基礎となる各種の調査は欠かせません。

市・市民・事業者と協働して、地域の実態把握、情報共有を通して、より効果的な取組みが可能になるよう、調査・研究の対象や領域・課題等を検討していくことが急務です。それを念頭に人材を確保するため、センター開設以来、各種講座の受講者の意欲や関心力量形成に重点を置き、具体的な調査・研究につなげていくことを目指しています。

3 施設の利用状況

(1) センター年間利用状況

平成30年4月1日～平成31年3月31日

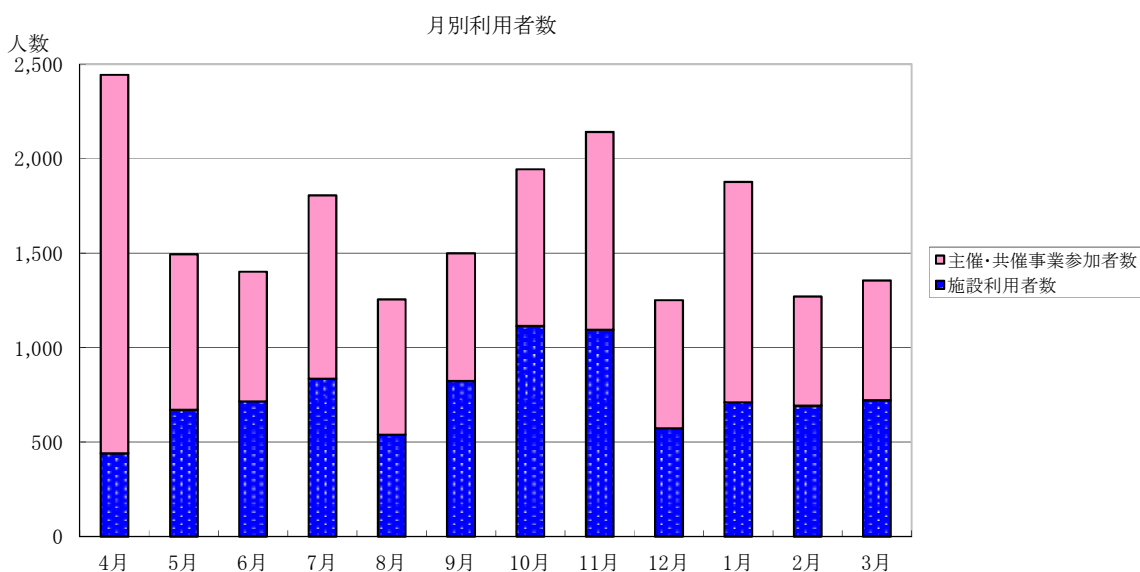
区 分			利用人員(人)
主 催 事 業	相 談	電 話 相 談	6,770
		面 接 相 談	372
		法 律 相 談	152
		心の健康相談	19
		男 性 相 談	60
	講 座	受 講 者	2,525
		託 児	208
団 体 交 流 ・ 支 援 事 業	女・男フェスタさいたま	受 講 者	600
		託 児	0
	市 民 企 画 講 座	受 講 者	88
		託 児	11
主 催、共 催 事 業 計			10,805
施 設	情報・資料コーナー	図書等貸出し	234
	会議室・印刷コーナー	会 議 室	8,600
		印刷コーナー	96
施 設 利 用 計			8,930
総 計			19,735

平成30年度の開館日数	347 日
1日あたりの平均利用者数	56.9 人

(2) センター月別利用状況

(人)

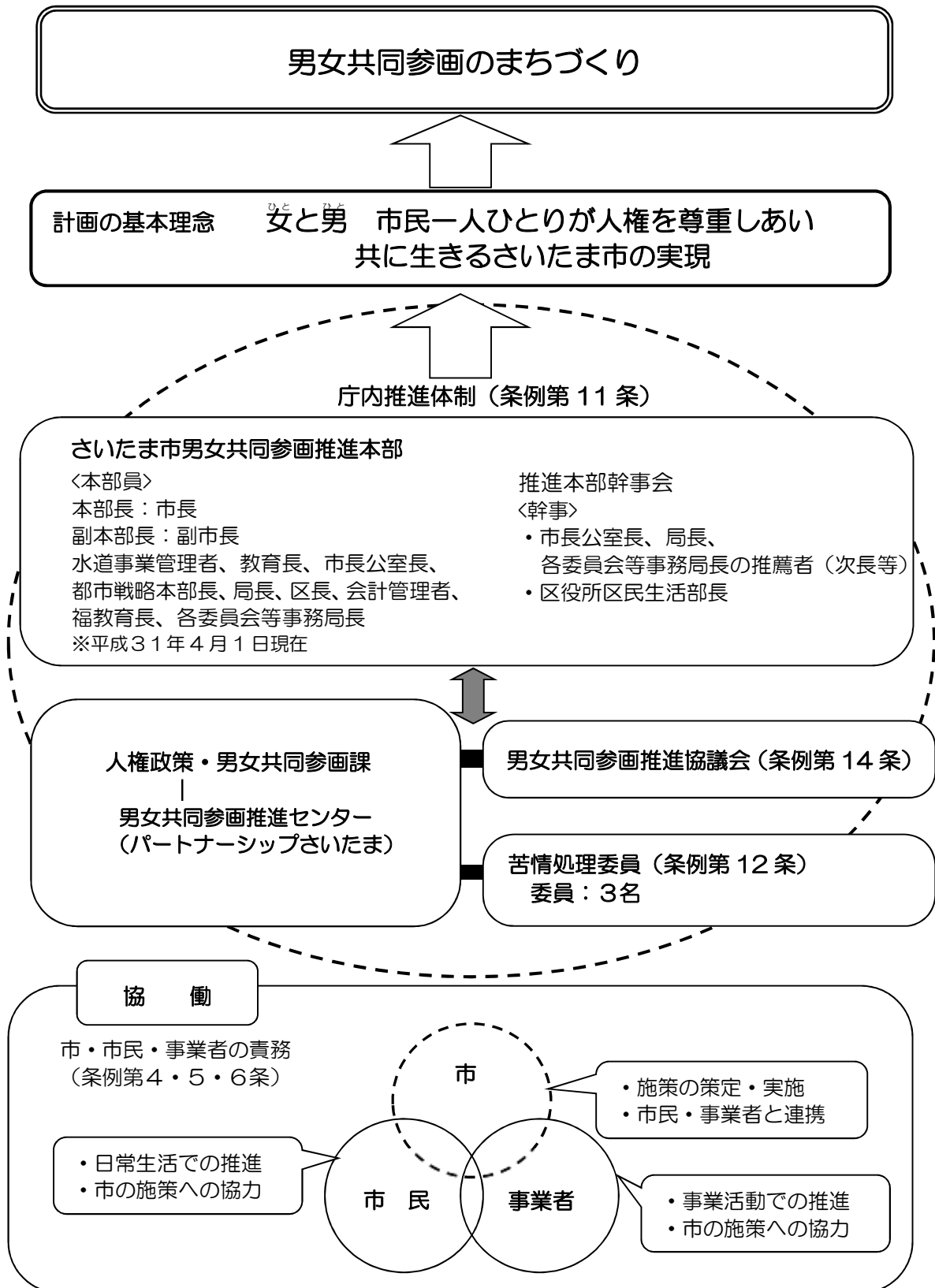
区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
主 催 事 業	相 談	電話相談	669	646	563	571	535	556	631	570	517	500	491	521	6,770
		面接相談	36	36	36	28	34	32	34	30	26	26	28	26	372
		法律相談	15	11	13	8	7	9	11	15	14	14	17	18	152
		心の健康相談	2	2	2	0	2	0	3	1	2	1	3	1	19
		男性相談	4	8	6	6	3	2	5	3	5	3	7	8	60
	講 座	受講者	1,275	113	64	307	111	55	89	344	61	22	28	56	2,525
		託 児	2	6	2	50	24	22	57	36	1	1	3	4	208
団 体 交 流 ・ 支 援 事 業	女・男フェスタさいたま	受講者	/	/	/	/	/	/	/	/	600	/	/	600	
		託 児	/	/	/	/	/	/	/	/	0	/	/	0	
	市民企画講座	受講者	/	/	/	/	/	/	/	40	48	/	/	/	88
		託 児	/	/	/	/	/	/	/	7	4	/	/	/	11
主催・共催事業 計		2,003	822	686	970	716	676	830	1,046	678	1,167	577	634	10,805	
施 設	情報・ 資料 コーナー	図書等貸出し	15	19	17	41	15	28	23	24	9	13	16	14	234
		会議室・ 印刷 コーナー	416	643	693	791	513	789	1,076	1,065	556	696	672	690	8,600
		印刷コーナー	9	9	6	3	11	6	15	6	8	1	5	17	96
施設利用 計		440	671	716	835	539	823	1,114	1,095	573	710	693	721	8,930	
総 計		2,443	1,493	1,402	1,805	1,255	1,499	1,944	2,141	1,251	1,877	1,270	1,355	19,735	



III 參考資料

1 推進体制と事業の位置づけ

さいたま市の男女共同参画推進体制図



● 「さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」(平成 16～20 年度)

「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」の基本目標を実効性のあるものとするため「さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」を策定しました。

基本理念

ひとひと 女と男 市民一人ひとりが人権を尊重しあい共に生きるさいたま市の実現

● 「第 2 次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」(平成 21～25 年度)

● 「第 3 次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」(平成 26～30 年度)

プランにおける5つの重点事項

- 1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- 2 女性の経済的自立の促進と「M字カーブ問題」の解消に向けた取り組みの推進
- 3 男性にとっての男女共同参画の推進
- 4 地域における男女共同参画の推進
- 5 女性に対するあらゆる暴力の根絶

● 「第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」(平成 31～令和5年度)

※「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下、「女性活躍推進法」という。)第6条第2項に基づく「さいたま市女性活躍推進計画」を包含します。

プランにおける5つの重点事項 ※女性活躍:女性活躍推進計画関係

- 1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
- 2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 女性活躍
- 3 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援の充実 女性活躍
- 4 女性の経済的自立に向けた取組の推進 女性活躍
- 5 困難を抱えた親子等が安心して暮らせる環境の整備

計画の目標

- I 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり
- II 社会における制度や慣行を見直し教育・学習等を通じて多様な生き方ができるまちづくり
- III 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり
- IV 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり
- V 働く場における男女の活躍をすすめるまちづくり
- VI だれもが安心して暮らせるまちづくり
- VII 女性に対する暴力のないまちづくり

2 センター施設の利用案内

(1) 利用登録

会議室、プレイルームの利用にあたっては、あらかじめ利用登録が必要です。窓口で登録申請書に必要事項を記入のうえ、提出してください。

- 市内・市外の団体、個人の方で、活動の目的・内容が男女共同参画社会の形成に関することが登録の条件となっています。
- 政治・宗教・営利を目的とする活動団体、個人は登録できません。

(2) 利用登録から施設利用申込みまで

- ①「さいたま市男女共同参画推進センター登録(変更)申請書」と「さいたま市公共施設予約システム利用登録(変更)申請書」を窓口へ提出してください。

※利用許可までには1～2週間程度、時間がかかります。

- ②利用許可後、代表者へ、利用者登録カードを送付いたします。

※他のさいたま市公共施設へ登録し、既に利用者登録カードを持っている方には、利用許可を電話でお知らせいたします。

- ③施設利用の申込みは、さいたま市のホームページから、「さいたま市公共施設予約システム」の「その他施設予約」を使い、予約してください。

※さいたま市ホームページアドレス

<https://www.city.saitama.jp/index.html>

※詳しくは同システムの操作案内を参照してください。

(3) 施設利用申込（抽選申込・空き施設予約申込の流れ）

登録区分	抽選申込			抽選後の空き施設 予約申込期間	予約取消 期日	本申請・使 用料納入
	抽選申込 期間	抽選日	抽選結果確認及 び利用確定期間			
市内	利用月の3 ヶ月前の1 日から5日	抽選申 込月の 6日	抽選申込月の7 日から13日の 17時まで	利用月の3ヶ月前 の14日から利用日 の10日前の17時 まで	利用日の 3日前の 17時まで	申し込み をした日を含めて8 日以内に
市外	抽選に参加できません			利用月の2ヶ月前 から利用日の10日 前の17時まで		

- ・利用確定期間内に利用確定操作を行わない場合、当選が無効になります。
- ・当選分については、利用確定期間内に、来館して直接本申請の手続きを行います。
- ・空き施設予約については、指定期間内に、来館して直接本申請の手続きを行います。
- ・予約を取り消す場合は、早めに連絡してください。
- ・支払済の使用料は返却できません。

(4) 施設利用時間・料金表

区 分	定 員	午 前 9:00～12:00		午 後 13:00～17:00		夜 間 18:00～21:00	
		新	旧	新	旧	新	旧
		会議室1	12人	470円	460円	620円	610円
会議室2	12人	470円	460円	620円	610円	470円	460円
会議室3	24人	1,550円	1,520円	2,060円	2,020円	1,550円	1,520円
プレイルーム (会議利用の保 育用)	5人	740円	730円	990円	970円	740円	730円

- ・令和元年10月1日より、消費税率が10%に改定されることに伴い、男女共同参画推進センター会議室等の使用料は上記表の新料金が適用となります。（10月1日以降の使用分であっても、9月30日までに支払いの場合は、旧料金が適用になります。）
- ・市外の団体・個人の利用の場合は上記の額に100分の50を乗じて得た額を加算します。

3 世界・国・埼玉県・さいたま市の男女共同参画の動き

	世界又は国連	国	埼玉県	さいたま市
昭和50年 (1975)	<p>[昭50(1975)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際女性年世界会議開催(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択 ・第30回国連総会で1976年～1985年を「国連女性の10年」とすることを決定 <p>[昭54(1979)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第34回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)採択 	<p>[昭50(1975)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「婦人問題企画推進本部」(本部長:内閣総理大臣)設置 <p>[昭51(1976)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民法一部改正(離婚後も婚姻中の氏を使えることになる) <p>[昭52(1977)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館が埼玉県嵐山町に開館 	<p>[昭51(1976)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉部婦人児童課に婦人問題担当を置く <p>[昭52(1977)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画財政部に婦人問題企画室設置(昭和54年に県民部へ組織改正) ・埼玉県婦人問題協議会設置 	<p>[昭53(1978)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画課に婦人問題連絡窓口を置く(浦和市)
昭和55年 (1980)	<p>[昭55(1980)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国連女性の10年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン)条約の署名式(51ヶ国代表が署名) <p>[昭56(1981)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ILO第156号「男女労働者、特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」裁決 	<p>[昭55(1980)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民法一部改正(配偶者の相続分1/3から1/2へ) ・「女子差別撤廃条約」署名 <p>[昭59(1984)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国籍法及び戸籍法一部改正(子の国籍父系血統主義から父母両系主義へ)(昭和60施行) 	<p>[昭55(1980)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定 ・県民部に婦人対策課設置 ・婦人関係行政推進会議設置 <p>[昭59(1984)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「婦人の地位向上に関する埼玉県計画(修正版)」策定 	<p>[昭55(1980)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民部市民相談室に「婦人係」として独立(浦和市) <p>[昭56(1981)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「浦和市における婦人の意識及び生活に関するアンケート」実施(浦和市)
昭和60年 (1985)	<p>[昭60(1985)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国連女性の10年」最終年世界会議開催(ケニヤ・ナイロビ) 「西暦2000年に向けての女性の地位向上のための将来戦略」(ナイロビ将来戦略)採択 	<p>[昭60(1985)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(男女雇用機会均等法)公布(昭61施行) ・「女子差別撤廃条約」批准 <p>[昭62(1987)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 	<p>[昭61(1986)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定 	<p>[昭60(1985)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「浦和市における婦人の意識及び生活に関するアンケート」実施(浦和市) <p>[昭62(1987)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題担当を秘書企画室に置く(大宮市) <p>[昭63(1988)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「婦人問題の現況と課題」に関する調査を実施(大宮市)

	世界又は国連	国	埼玉県	さいたま市
		<p>[平元(1989)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「法令の一部改正する法律」(婚姻・親子関係等についての男性優先規程の改正等)公布 		
平成2年 (1990)	<p>[平2(1990)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 <p>[平5(1993)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界人権会議開催「ウイーン宣言及び行動計画」で女性の平等の地位と女性の人権について採択 <p>[平6(1994)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国際人口・開発会議」開催 	<p>[平3(1991)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部「西暦2000年に向けての新国内行動計画」(第一次改定) ・「育児休業等に関する法律」公布(平4施行) <p>[平4(1992)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初の婦人問題担当大臣任命 <p>[平5(1993)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「短時間労働者の雇用管理の改善に関する法律」(パートタイム労働法)公布(平5施行) <p>[平6(1994)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部発足 ・男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画室設置 ・婚姻制度等に関する民法改正要綱草案の提示 	<p>[平2(1990)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「男女平等社会擁立のための埼玉県計画(修正版)策定 ・(財)埼玉県県民活動総合センターが伊奈町に開館 <p>[平3(1991)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婦人行政課を女性政策課に名称変更 	<p>[平2(1990)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回「大宮市女性フォーラム」を開催(大宮市) ・文化・婦人対策担当を市長公室に置く(与野市) ・「婦人問題に関する職員意識調査」実施(与野市) <p>[平3(1991)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「女性問題に関する市民アンケート」実施(与野市) <p>[平4(1992)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画部女性政策推進室設置(浦和市) ・「男女平等に関する職員意識調査」実施(浦和市) ・浦和市女性政策推進協議会設置(市長の諮問機関)(浦和市) <p>[平5(1993)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「男女平等に関する意識及び実態調査」実施(浦和市) ・「おおみや女性プラン」策定(大宮市) ・企画部に女性政策課を設置(大宮市) ・「男女共同参画社会の実現を目指す与野プラン」策定(与野市) <p>[平6(1994)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「女性関連事業実態調査」実施(浦和市) ・「おおみや女性プラン」実施計画を作成(大宮市) ・「女性相談室」開設(与野市) ・市長公室に女性政策室を設置(与野市) ・与野市女性政策市民会議を設置(市長の諮問機関)(与野市)

	世界又は国連	国	埼玉県	さいたま市
平成7年 (1995)	<p>[平7(1995)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会開発サミット開催(コペンハーゲン) ・第4回世界女性会議(北京)開催 「北京宣言」「行動要領」の採択 <p>[平11(1999)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際人口会議(ハーグ)開催 	<p>[平7(1995)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」の公布 ・「ILO第156号条約」(家族的責任を有する労働者条約)批准 <p>[平8(1996)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会より「男女共同参画ビジョン」の答申 ・総理府男女共同参画2000年プラン策定 <p>[平9(1997)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正 (一部を除き平成11年4月より施行。差別解消努力義務から差別禁止規定へ。セクハラ防止、ポジティブ・アクションへの対応) ・「労働基準法一部改正」(女性の時間外・休日労働、深夜業規制を解消等) ・「育児・介護休業法」一部改正(労働者の深夜業制限の制度創設) <p>[平10(1998)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会より「男女共同参画社会基本法(仮称)」答申 <p>[平11(1999)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正男女雇用機会均等法が公布 ・男女共同参画社会基本法が公布 	<p>[平7(1995)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2001彩の国男女共同参画プログラム」策定 <p>[平8(1996)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「世界女性みらい会議」開催 <p>[平9(1997)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県女性センター(仮称)基本構想」策定 <p>[平10(1998)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県女性センター(仮称)基本計画」策定 	<p>[平7(1995)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「うらわ男女平等推進プラン」策定(浦和市) ・「女・男～フェスタ」開催(毎年)(浦和市) ・「男女平等に関する市民意識調査」を実施(大宮市) <p>[平8(1996)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画部女性政策課から企画財政部女性政策課へ名称変更(大宮市) <p>[平9(1997)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浦和市地域中核施設「プラザ・イースト」内に「女・男プラザ」開設(浦和市) ・生活文化部女性政策・国際課に組織改正(浦和市) ・「県立勤労婦人ホーム」を移管し政策企画部に女性政策を併合した「与野市女性総合センター」を開設(与野市) ・「男女共同参画社会の実現を目指す与野プラン」実施計画策定(与野市) <p>[平10(1998)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浦和市女性政策推進協議会より「(仮称)浦和市女性センターの設置について」提言(浦和市) ・「数字に見る浦和の女性」報告書(浦和市) ・大宮市女性センター(仮称)基本計画を策定(大宮市) ・「ジェンダーに関する市民意識調査」を実施(与野市) <p>[平11(1999)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画財政部女性政策課から市民部女性政策課へ移行(大宮市) ・「男女共同参画に関する意識調査」実施(与野市)

	世界又は国連	国	埼玉県	さいたま市
平成12年 (2000)	<p>[平12(2000)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国連特別総会」(女性2000年会議)(ニューヨーク)「政治宣言」「北京宣言及び行動要領実施のための更なる行動とイニシアチブ(いわゆる『成果文書』)」の採択 	<p>[平12(2000)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会より「女性に対する暴力に関する基本的方策」答申 ・総理府が「男女共同参画基本計画」を策定 <p>[平13(2001)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央省庁等改革により内閣府男女共同参画局の設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」の公布 <p>[平16(2004)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者間における暴力防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正(元配偶者への拡大、暴力概念の拡大など)施行 	<p>[平12(2000)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県男女共同参画推進条例」施行 <p>[平14(2002)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」策定 ・「埼玉県男女共同参画推進センター(WithYouさいたま)開設 	<p>[平12(2000)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うらわ男女平等推進プラン(第2次)策定(浦和市) ・「おおみや男女共同参画プラン」(第2次)策定(大宮市) ・職員用小冊子「ジェンダーに敏感な視点を築くための第一歩として」を作成(与野市) <p>[平13(2001)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市市民生活部男女共生推進課の設置 <p>[平15(2003)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」施行 <p>[平16(2004)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」策定 ・「さいたま市男女共同参画推進センター」を開設

	世界又は国連	国	埼玉県	さいたま市
平成17年 (2005)	<p>[平17(2005)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第49回国連女性の地位委員会」(北京+10)宣言と決議採択 <p>[平18(2006)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(東京) <p>[平19(2007)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(ニューデリー) <p>[平21(2009)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第3回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(ソウル) 	<p>[平17(2005)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法改正」施行 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 <p>[平18(2006)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」一部改正 <p>[平19(2007)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略とりまとめ ・「仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 <p>[平20(2008)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者暴力防止法(DV法)」一部改正 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)」一部改正 	<p>[平18(2006)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定 <p>[平19(2007)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」改定 <p>[平21(2009)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)」策定 	<p>[平18(2006)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査」実施 ・「さいたま市雇用対策推進計画」策定 <p>[平20(2008)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進協議会が「提言書 次期さいたま市男女共同参画基本計画はいかにあるべきか」答申 <p>[平21(2009)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第2次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」策定 ・「若年層における交際相手からの暴力(デートDV)に関する意識・実態調査」実施
平成22年 (2010)	<p>[平22(2010)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第54回国連女性の地位委員会」(北京+15)開催 	<p>[平22(2010)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第3次男女共同参画基本計画」策定 		<p>[平22(2010)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進協議会が「さいたま市における配偶者暴力対策の基本的な方向性について」答申

	世界又は国連	国	埼玉県	さいたま市
	<p>[平 23(2011)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第4回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(シェムリアップ) <p>[平 25(2013)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第5回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(北京) 	<p>[平 25(2013)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者暴力防止法(DV法)」一部改正 	<p>[平 24(2012)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)」策定 	<p>[平 23(2011)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「さいたま市DV防止基本計画」の策定 ・「さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査」実施 <p>[平 25(2013)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進協議会が「提言書 次期さいたま市男女共同参画基本計画はいかにあるべきか」答申 <p>[平 26(2014)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第3次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」策定 ・「若年層における交際相手からの暴力(デートDV)に関する意識・実態調査」実施
平成 27 年 (2015)	<p>[平 27(2015)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第59回国連女性の地位委員会」(北京+20)開催 ・「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択 <p>[平 28(2016)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・G7伊勢志摩サミット(日本)にて「女性の能力開花のためのG7行動指針」の取りまとめ 	<p>[平 27(2015)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の公布 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定 <p>[平 28(2016)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の全面施行 		<p>[平 27(2015)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進協議会が「答申書 次期さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画はいかにあるべきか」答申 ・「第2次さいたま市DV防止基本計画」の策定 <p>[平 28(2016)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査」実施

	世界又は国連	国	埼玉県	さいたま市
	<ul style="list-style-type: none"> ・国際女性会議 WAW ! 2016 (日本) の開催 	<p>[平 29(2017)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税法等の配偶者控除等が改正 <p>[平 30(2018)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 	<p>[平 29(2017)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 	<p>[平 29(2017)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市特定事業主行動計画「第2次女性活躍推進プラン」策定 <p>[平 30(2018)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進協議会が「提言書 第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりに関する基本計画について」答申 <p>[平 31(2019)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」策定

IV 条例等

さいたま市男女共同参画のまちづくり条例

平成15年3月14日

条例第38号

さいたま市は、「私たちがつくり、共に生きるまち」を合い言葉に、性別にかかわらず一人一人がお互いを認め合い、お互いを尊重しながら、個性と能力を十分に発揮し、共に参画できる男女共同参画社会の実現を目指している。

しかしながら、今なお、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会の制度や慣行は依然として残されており、就業の場における男女間格差、さまざまな分野における参画の不平等、さらに、出産期と子育て期における女性の労働力率の低下等、男女共同参画社会の実現のためには、解決しなければならない多くの課題がある。

このような現状を見直すとともに、日本国憲法、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約及び男女共同参画社会基本法の理念を踏まえ、豊かで安心して生活することができる社会を築くためには、男女が対等な構成員としてお互いにその人権を尊重し、責任を分かち合うことができる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、男女共同参画社会の実現に向け、市、市民及び事業者が協働して、男女共同参画のまちづくりに取り組むことを決意し、豊かで活力あるさいたま市を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画のまちづくりに関し、基本目標を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画のまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現及びだれもが自分らしく生きられるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画のまちづくり 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本目標)

第3条 男女共同参画のまちづくりは、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力等が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画のまちづくりに当たっては、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行をなくすように努めるとともに、これらの制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画のまちづくりは、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体に

における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として行われなければならない。

- 4 男女共同参画のまちづくりは、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、就業、就学その他の社会生活における活動を行うことができるように配慮されることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画のまちづくりは、男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項について自らの決定が尊重されること並びに生涯にわたり男女が健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画のまちづくりは、国際社会における取組と密接な関係があることを十分理解し、国際的協調の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本目標（以下「基本目標」という。）にのっとり、男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、男女共同参画のまちづくりの推進に当たり、市民及び事業者と連携し、協働して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本目標にのっとり、積極的に男女共同参画のまちづくりの推進に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、基本目標にのっとり、男女共同参画のまちづくりの推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、女性に対する暴力を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

(基本的施策等)

第9条 市は、男女共同参画のまちづくりを促進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

- (1) あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的格差是正措置が講じられるよう努めること。

- (2) 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合は、積極的格差是正措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めること。
- (3) 男女共同参画のまちづくりに関する調査研究並びに情報の収集及び分析を行い、市民及び事業者に対する情報の提供を行うこと。
- (4) 男女共同参画のまちづくりに関する市民及び事業者の理解を深めるために、広報活動の充実を図ること。
- (5) 学校教育、家庭教育その他あらゆる分野の教育及び学習において、男女共同参画のまちづくりを推進するために必要な措置を講ずること。
- (6) 男女共同参画のまちづくりの推進に資する人材を育成し、及び積極的な活用を図ること。
- (7) 民間の団体が行う男女共同参画のまちづくりの推進に関する活動に役立つよう、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画のまちづくりに関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画を策定し、又は変更するときは、さいたま市男女共同参画推進協議会に諮問するものとする。
- 3 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(施策の推進体制の整備)

第11条 市は、男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(苦情の申出及び処理)

第12条 市長は、市が実施する男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策又は男女共同参画のまちづくりの推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者（以下「市民等」という。）からの申出を適切かつ迅速に処理するための委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。

- 2 市民等は、市が実施する男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策又は男女共同参画のまちづくりの推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情がある場合は、苦情処理委員に申し出ることができる。
- 3 苦情処理委員は、前項の規定により苦情がある旨の申出があった場合においては、必要に応じて、前項の施策を実施する機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うものとする。

(年次報告)

第13条 市長は、毎年、男女共同参画のまちづくりの推進状況及び男女共同参画のまちづくりの推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(男女共同参画推進協議会)

第14条 市長の諮問に応じ、男女共同参画のまちづくりの推進に関する事項を調査審議するため、さいたま市男女共同参画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会は、委員23人以内をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係団体の代表者
 - (3) 市民代表者
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) 市職員
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第12条の規定は、平成15年10月1日から施行する。
(さいたま市男女共同参画推進協議会条例の廃止)
- 2 さいたま市男女共同参画推進協議会条例（平成13年さいたま市条例第290号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際、現に前項の規定による廃止前のさいたま市男女共同参画推進協議会条例第2条第2項の規定により委嘱し、又は任命されている委員は、第14条第3項の規定により委嘱し、又は任命された委員とみなす。

さいたま市男女共同参画のまちづくり条例施行規則

平成15年9月30日

規則第176号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市男女共同参画のまちづくり条例（平成15年さいたま市条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情処理委員)

第2条 条例第12条第1項に規定する委員の名称は、さいたま市男女共同参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）とする。

2 苦情処理委員は、3人以内とし、人格が高潔で、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 苦情処理委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 苦情処理委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 苦情処理委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体の役員と兼ねることができない。

6 市長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は苦情処理委員に職務上の義務違反その他苦情処理委員たるにふさわしくない行為があったときは、これを解嘱することができる。

(職務)

第3条 苦情処理委員は、次に掲げる職務を行う。

(1) 条例第12条第3項の規定により、申出について調査し、勧告、意見表明又は助言（以下「勧告等」という。）を行うこと。

(2) 前号に掲げる職務を行うに際し、関係機関又は関係団体と必要な連絡調整を行うこと。

2 苦情処理委員は、それぞれ独立してその職務を行うものとする。

3 苦情処理委員は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を決定するときは、合議により行うものとする。

(1) 職務の執行の方針に関する事項

(2) 職務の執行計画に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、苦情処理委員が合議により処理することを合議により決定した事項

(苦情の申出)

第4条 条例第12条第2項の規定による申出（以下「申出」という。）は、男女共同参画に関する施策の苦情申出書（様式第1号）により行うものとする。

(調査しない申出)

第5条 苦情処理委員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、調査しないものとする。

(1) 判決、裁決等により確定した事項

(2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の紛争の解決の援助の対象となる事項

(4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項

(5) 条例又はこの規則の規定による苦情処理委員の行為に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、苦情処理委員が調査することが適当でないとする事項

2 苦情処理委員は、前項の規定により調査しないときは、その旨及びその理由を当該申出をした者に対し、苦情申出に係る通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（調査開始の通知等）

第6条 苦情処理委員は、申出について調査を開始するときは、その旨を苦情に係る施策を行う市の機関に対し、調査開始通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 苦情処理委員は、市の機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求めるときは、説明等依頼書（様式第4号）により依頼するものとする。

（調査結果等の通知）

第7条 苦情処理委員は、申出について調査が終了したときは、その結果を、速やかに当該申出をした者に対し、調査結果等通知書（様式第5号）により通知するものとする。この場合において、勧告等を行ったときは、併せてその内容を当該申出をした者に通知するものとする。

2 苦情処理委員は、申出について調査が終了した場合において、勧告等を行わないときは、その結果を、速やかに前条第1項の規定により調査開始を通知した市の機関に対し、調査終了通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（勧告等）

第8条 勧告等は、申出に係る市の機関に対し、勧告書・意見表明書・助言書（様式第7号）を送付することにより行うものとする。

（是正その他の措置の報告）

第9条 苦情処理委員は、苦情の申出に係る施策を実施する市の機関に対し、勧告又は意見表明を行ったときは、当該勧告又は意見表明を行った市の機関に対し、相当の期限を定めて、是正その他の措置について措置報告書（様式第8号）により報告を求めるものとする。

（申出の処理の状況等の報告等）

第10条 苦情処理委員は、毎年度1回、申出の処理の状況等についての報告書を作成し、市長に提出するとともに、これを公表するものとする。

（守秘義務）

第11条 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第12条 苦情処理委員の庶務は、市民局において処理する。

（その他）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成15年10月1日から施行する。

（任期の特例）

2 この規則の施行後最初に委嘱される苦情処理委員の任期は、第2条第3項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則（平成22年3月25日規則第19号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日規則第37号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

さいたま市男女共同参画推進協議会規則

平成15年3月27日

規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市男女共同参画のまちづくり条例（平成15年さいたま市条例第38号）第14条第6項の規定に基づき、さいたま市男女共同参画推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、市民局において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日規則第20号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日規則第38号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

さいたま市男女共同参画推進センター条例

平成15年12月25日

条例第78号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成を推進するため、さいたま市男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）をさいたま市大宮区桜木町1丁目10番地18に設置する。

(業務)

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画の推進に係る相談に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 男女共同参画の推進に係る講座、講演会等の開催に関すること。
- (4) 男女共同参画の推進に係る市民の活動及び交流の支援に関すること。
- (5) 男女共同参画の推進に係る調査研究に関すること。
- (6) 会議室及びプレイルーム（以下「会議室等」という。）の利用に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

2 市長は、前項に規定する休館日のほか、センターの管理上必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 午前9時から午後5時まで
- (2) 前号に掲げる日以外の日 午前9時から午後9時まで

(利用の許可)

第5条 会議室等を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、センターの管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議室等の利用を許可しない。

- (1) センターの設置の目的に反するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) センターの施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第7条 第5条の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等の制限)

第8条 利用者は、会議室等を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用

する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用期間)

第9条 会議室等を引き続いて利用することができる期間は、3日とする。ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。

(利用の許可の取消し等)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又はセンターの管理上特に必要があると認めるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。

(3) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第11条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、その全部又は一部を還付することができる。

(1) センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、会議室等を利用することができないとき。

(入館の禁止等)

第14条 市長は、センター内の秩序を乱し、若しくは他の入館者に迷惑を及ぼし、若しくはこれらのおそれのある者の入館を禁止し、又はその者の退館を命ずることができる。

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、会議室等の利用が終わったときは、速やかにこれを原状に回復しなければならない。第10条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第16条 入館者又は利用者は、故意又は過失によりセンターの施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年5月1日から施行する。

附 則（平成25年12月26日条例第46号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置の原則）

- 2 次項から第9項までに定めるものを除くほか、次の表の左欄に掲げる規定は、それぞれ、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の同表の右欄に掲げる行為に係る使用料、利用料金、手数料等について適用し、施行日前の同欄に掲げる行為に係る使用料、利用料金、手数料等については、なお従前の例による。

略	略
第36条の規定による改正後のさいたま市男女共同参画推進センター条例別表の規定	許可の申請
略	略

別表（第11条関係）

（一部改正〔平成25年条例46号〕）

施設	時間区分	午前	午後	夜間
		午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時
会議室1		460円	610円	460円
会議室2		460円	610円	460円
会議室3		1,520円	2,020円	1,520円
プレイルーム		730円	970円	730円

備考

- 1 準備及び原状回復のための時間は、使用料計算の時間に含まれるものとする。
- 2 市内に住所を有しない個人又は法人その他の団体が利用する場合の使用料は、規定の使用料の額に、100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。
- 3 使用料を計算する場合において、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

さいたま市男女共同参画推進センター条例施行規則

平成16年3月31日

規則第52号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市男女共同参画推進センター条例（平成15年さいたま市条例第78号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の申請)

第2条 条例第5条の規定によりさいたま市男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）の会議室等の利用の許可又は許可に係る事項の変更の許可を受けようとする者は、次に定めるところにより申請書を市長に提出し、又はさいたま市市長の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成26年さいたま市規則第152号。以下「施設予約システム規則」という。）に定めるところにより、さいたま市公共施設予約システム（施設予約システム規則第1条に規定するさいたま市公共施設予約システムをいう。）を利用して申請しなければならない。

(1) 利用の許可を受けようとする場合 施設予約システム規則に定める利用許可申請書（一般）

(2) 許可に係る事項の変更の許可を受けようとする場合 施設予約システム規則に定める利用変更許可申請書（一般）

2 前項の申請は、会議室等を利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月の3月前（利用者が市外居住者（本市に住所を有しない個人又は法人その他の団体をいう。）である場合は、2月前）の月に属する日で市長が定める日から利用日の3日前までの期間に行わなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第3条 条例第5条の規定による利用の許可又は許可に係る事項の変更の許可は、次に定めるところにより許可書兼領収書を交付して行うものとする。

(1) 利用の許可 施設予約システム規則に定める利用許可書兼領収書（一般）

(2) 許可に係る事項の変更の許可 施設予約システム規則に定める利用変更許可書兼領収書（一般）

(利用の取消し)

第4条 条例第5条の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の取消しをしようとするときは、遅滞なく前条に規定する許可書兼領収書を添えて届け出なければならない。ただし、市長が届け出る必要がないと認めるときは、この限りでない。

(使用料の納付)

第5条 利用者は、条例第11条に規定する使用料を、利用許可書兼領収書の交付と引換えに納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免の基準及び割合)

第6条 条例第12条の規定により使用料を減額し、又は免除する場合の基準及び割合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本市が主催し、又は共催する行事に利用する場合 100分の100

(2) 市長が特に必要があると認めるとき 市長がその都度定める割合

2 前項の規定により使用料を減額して算定する場合において、当該金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(使用料の還付)

第7条 条例第13条ただし書の規定により、会議室等の使用料を還付する場合及びその基準は、次のとおりとする。

- (1) センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消した場合 100分の100
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、会議室等の利用ができない場合 市長が相当と認める割合

(利用者の遵守すべき事項)

第8条 センターの利用者又は入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用できる施設以外に立ち入らないこと。
- (2) 許可を受けずにセンター内において寄附の募集、物品の販売、飲食物等の提供、広告物の掲示、写真の撮影、録音等を行わないこと。
- (3) 許可を受けずに火気等を利用し、又は所定の場所以外において喫煙しないこと。
- (4) 許可を受けずに備え付けた備品等を移動しないこと。

(損壊の届出等)

第9条 センターの施設等を損壊し、又は滅失した者は、速やかに市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(管理上の立入り)

第10条 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、会議室等の維持のため利用されている施設に関係職員を立ち入らせることができる。

(利用終了の届出)

第11条 利用者は、センターの会議室等の利用を終了したときは、速やかに係員に届け出なければならない。

(原状回復の点検)

第12条 利用者は、条例第15条の規定により会議室等を原状に回復したときは、係員の点検を受けなければならない。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年5月1日から施行する。

附 則(平成26年10月1日規則第161号)

この規則は、平成27年1月5日から施行する。

さいたま市男女共同参画推進センター男女共同参画相談室相談事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、男女共同参画の推進に資するため、さいたま市男女共同参画推進センター男女共同参画相談室（以下「相談室」という。）が実施する相談事業について、必要な事項を定めるものとする。

(相談の対象者)

第2条 相談の対象者は、原則としてさいたま市内在住、在勤または在学の者とする。

(相談事業の担当)

第3条 相談事業の担当は相談室とする。

(相談事業の種類)

第4条 相談室が行う相談事業の種類は、以下のとおりとする。

(1) 電話相談

(2) 面接相談

(3) 専門相談

(相談員の責務)

第5条 相談業務に携わる職員（以下「相談員」という。）は、相談の処理にあたっては、親切、迅速、正確、公平を旨とし、男女共同参画推進の立場でこれを行なわなければならない。

2 相談員は相談業務の実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(相談員の事務処理基準)

第6条 相談員は、各自独立して個別の相談に応じるものとし、相談後は速やかに相談記録を作成するものとする。

2 相談員は、重要または異例と認められる相談事項については、速やかに男女共同参画相談室長に報告し、その指示または決裁を受けて処理するものとする。

3 相談員は、その内容により他の機関への紹介が相当と認められる相談事項については、相談者の了解を得て適切な機関に紹介するものとする。

(相談員会議及び研修会)

第7条 相談室は、相談事業の質の向上、相談員のより良い連携を図るため、定期的に相談員会議及び研修会を開催するものとする。

(その他)

第8条 この要綱の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議要綱

(目的)

第1条 さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議は、配偶者等からの暴力の根絶の取り組みについて、民間、行政などの関係機関が密接な連携を図り、DV被害者の人権擁護の観点より、予防から自立までのサポート体制を、総合的に検討することを目的とする。

(設置)

第2条 「第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」に基づき、関係機関とのネットワークを確立するため、次の2つの会議を設置する。

(1) さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議

(以下「さいたま市DV防止連携会議」という。)

(2) 市内ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議

(以下「市内DV防止連携会議」という。)

(各会議の役割等)

第3条 2つの会議の役割等は次のとおりとする。

(1) さいたま市DV防止連携会議

ア 会議の位置づけ

本市の関係代表機関、他の公的機関及び民間の相談機関等と連携を図る会議であり、状況に応じて随時開催する。

イ 会議の役割

- ① DVに関する現状報告、各関係機関等による情報交換及び研究協議をする。
- ② その他目的達成に必要な事項を行う。

ウ 構成

- ① さいたま市DV防止連携会議の構成員は、別表のとおりとする。
- ② 構成員は、さいたま市DV防止連携会議の議事進行に必要な場合、随時増やすことができる。
- ③ さいたま市DV防止連携会議において必要があると認めるときは、構成員以外の関係者から意見を聞くことができる。

(2) 市内DV防止連携会議

ア 会議の位置づけ

DV被害者の相談、緊急一時保護、自立支援において各区福祉事務所等との連携を図るため、状況に応じて随時開催する。

イ 会議の役割

- ① DVに関する現状報告及び事例研究を通し、各区福祉事務所等との情報交換及び研究協議をする。
- ② その他目的達成に必要な事項を行う。

ウ 構成

- ① 構成員は各区福祉事務所等とする。
- ② 構成員は、市内DV防止連携会議の議事進行に必要な場合、随時増やすことができる。
- ③ 市内DV防止連携会議において必要があると認めるときは、構成員以外の関係者から意見を聞くことができる。

(謝礼)

第4条 第2条に定める会議については、民間団体の出席者に対して、予算に定める額を謝礼として支払う。

(会議)

第5条 会議はさいたま市市民局市民生活部長が必要に応じて招集する。

(事務局)

第6条 事務局は、人権政策・男女共同参画課とし、会議の開催に関する通知、連絡調整等及び会議録を作成する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、DV防止連携会議の運営について必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年8月19日から施行する。
- 2 さいたま市ドメスティック・バイオレンス対策関係連携会議設置要綱（平成13年8月22日施行）は廃止する。

(中 略)

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表

さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議構成員一覧

関係機関・団体名	
国	さいたま地方法務局人権擁護課
	さいたま地方検察庁
	公共職業安定所（浦和）
埼玉県	埼玉県婦人相談センター
	埼玉県福祉部少子政策課
	埼玉県警察本部警務課犯罪被害者支援室
	埼玉県警察本部人身安全対策課
	さいたま市警察部総務課
関係団体	埼玉弁護士会
	さいたま市4医師会連絡協議会
	さいたま市民生委員児童委員協議会
	さいたま・ウィメンズ・スペース
	社会福祉法人 さいたま市社会福祉協議会
	公益社団法人 埼玉犯罪被害者援助センター
さいたま市 課（所）	市民局（区政推進部）
	保健福祉局保健部（こころの健康センター）
	保健福祉局福祉部（生活福祉課）
	保健福祉局保健所（地域保健支援課）
	子ども未来局子ども育成部（子ども支援政策課）
	子ども未来局子ども家庭総合センター（児童相談所）
	子ども未来局子ども家庭総合センター（子ども家庭支援課）
	子ども未来局幼児未来部（保育課）
	建設局建築部（住宅政策課）
	教育委員会学校教育部（学事課）
	教育委員会学校教育部（総合教育相談室）
	教育委員会生涯学習部（人権教育推進室）
	市民局市民生活部（人権政策・男女共同参画課）

さいたま市男女共同参画推進センター広報誌編集員設置要綱

(目 的)

第1条 さいたま市男女共同参画推進センターの事業を進めるにあたり、市と市民が協働し、市民参画による広報誌を発行するために編集員を設置する。

(構成員)

第2条 市内在住、在勤及び在学者5名以内とする。

(任 期)

第3条 編集員の任期は、2年とする。原則として、任用期間は4月1日から翌々年の3月31日までとし、再任は妨げない。

2 編集員が欠けた場合の補欠編集員の任期は、前任者の残任期間とする。

(編集員の役割)

第4条 編集員は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 広報誌「鐘の音」の編集員会議に出席し意見交換すること。
- (2) 編集員会議において割り当てられた誌面の原稿を作成すること。
- (3) その他編集に必要な業務に関すること。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平25年4月1日から施行する。



平成30年度 事業概要

令和元年5月発行

編集・発行

さいたま市男女共同参画推進センター

(愛称：パートナーシップさいたま)

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-10-18
シーノ大宮センタープラザ3階

TEL 048-642-8107

FAX 048-643-5801

E-mail : danjo-kyodo-sankaku@city.saitama.lg.jp